

令和4年度第1回つくば市上下水道審議会

次 第

日時 令和4年10月14日（金）
午後3時
場所 つくば市役所本庁舎6階
第2委員会室

1 開会

2 市長挨拶

3 辞令交付

4 会長及び副会長選出

5 諮問

6 議事

・つくば市水道事業経営戦略（案）について

7 その他

8 閉会

第1回つくば市上下水道審議会 資料一覧

資料1 令和4年度 つくば市上下水道審議会 委員名簿

資料2 諮問書（写）

資料3 つくば市上下水道審議会に関する資料

資料4 つくば市上下水道審議会 スケジュール

資料5 つくば市水道事業経営戦略（案）について

資料6 つくば市水道事業経営戦略（案）

令和4年度 つくば市上下水道審議会 委員名簿

任期：2年（令和4年10月14日から令和6年10月13日まで）

氏名	ふりがな	所属等	条例における選出	
白川 直樹	しらかわ なおき	筑波大学システム情報系 准教授	学識経験者	1号
三宮 武	さんのみや たけし	国土交通省国土技術政策総合研究所 下水道研究部長	学識経験者	1号
平島 泰裕	ひらしま やすひろ	公認会計士	学識経験者	1号
小原 正彦	おはら まさひこ	つくば市区会連合会副会長	市民（関係団体）	2号
秋葉 忠	あきば ただし	つくば市共同給水組合連絡協議会会長	市民（関係団体）	2号
阿久津 裕子	あくつ やすこ		市民（一般）	2号
飯塚 怜	いいつか れん		市民（一般）	2号
高田 佳恵子	たかだ かえこ		市民（一般）	2号
仲野 惇	なかの じゅん		市民（一般）	2号
長塚 俊宏	ながつか たかひろ	つくば市議会議員	市議会の議員	3号
浜中 勝美	はまなか かつみ	つくば市議会議員	市議会の議員	3号
加納 誠介	かのう せいすけ	筑波研究学園都市交流協議会 企画調整委員会 会長 (国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター次長・つくば東事業所長)	関係行政機関の職員	4号
糸長 悟	いとなが さとる	つくば市工業団地企業連絡協議会 (株式会社レヨン工業 取締役)	関係行政機関の職員	4号
野中 伸一	のなか しんいち	茨城県企業局県南水道事務所長	関係行政機関の職員	4号
長山 公信	ながやま きみのぶ	茨城県流域下水道事務所長	関係行政機関の職員	4号

(敬称略)

資料 2

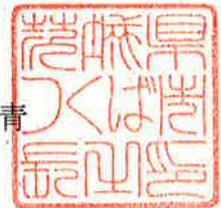
4水総第 205 号

つくば市上下水道審議会 会長 様

つくば市上下水道審議会条例（昭和 63 年つくば市条例第 121 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

令和 4 年 10 月 14 日

つくば市長 五十嵐 立 青



記

- 1 条例第 2 条第 5 号に定めるその他水道事業及び下水道事業について市長が必要と認める事項（つくば市水道事業経営戦略（案）の策定に関すること。）

つくば市上下水道審議会に関する資料

つくば市上下水道審議会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

つくば市上下水道審議会条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

つくば市上下水道審議会運営規則・・・・・・・・・・・・ P 7

つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例・・・・ P 9

つくば市情報公開条例（一部抜粋）・・・・・・・・・・・・ P 13

傍聴人への注意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16

つくば市上下水道審議会の概要

1 つくば市上下水道審議会とは

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づき、水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るために設置された附属機関です。市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行います。

- ・水道料金に関すること。
- ・水道加入金に関すること。
- ・下水道受益者負担金に関すること。
- ・下水道使用料に関すること。
- ・その他水道事業及び下水道事業について市長が必要と認める事項

2 委員の定数、選任、任期

つくば市上下水道審議会条例に基づき、次のとおりとなります。

(1) 定数 15 人

(2) 選任方法

次に掲げる者のうちから市長が任命します。

- ・学識経験者
- ・市民
- ・市議会の議員
- ・関係行政機関の職員

(3) 任期 2 年

3 委員の報酬等

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により、委員の報酬及び費用弁償（旅費）を次のように定めています。

- ・報酬 日額 8,000 円
- ・費用弁償 1 日につき 2,000 円

4 令和4年度における開催について

(1) 調査審議事項

つくば市水道事業経営戦略（案）について

※経営戦略とは、公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画です。

なお、令和5年度に、つくば市公共下水道事業経営戦略の改定について諮問する予定です。

(2) 任期

2年（令和4年10月14日から令和6年10月13日まで）

(3) スケジュール（予定）

	開催時期	内容
第1回	令和4年10月14日	水道事業経営戦略（案）の説明
第2回	令和4年11月9日	水道事業経営戦略（案）について（審議）
第3回	令和4年11月下旬	水道事業経営戦略（案）について（審議）
第4回	令和4年12月中旬	水道事業経営戦略（案）について（審議）
第5回	令和5年3月中旬	水道事業経営戦略（案）の答申について（審議）

※令和5年度以降については未定です。

〇つくば市上下水道審議会条例

昭和63年6月23日

条例第121号

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るため、つくば市上下水道審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平19条例42・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 水道料金に関する事。
- (2) 水道加入金に関する事。
- (3) 下水道受益者負担金に関する事。
- (4) 下水道使用料に関する事。
- (5) その他水道事業及び下水道事業について市長が必要と認める事項

（平9条例33・平19条例42・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市議会の議員
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 第2項第2号及び第3号に規定する者で当該職又は地位により委員に任命され

たものが当該職又は地位を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(平9条例33・平17条例3・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平9条例33・一部改正)

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(平9条例33・一部改正)

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(平9条例33・平9条例42・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(昭63条例131・平3条例41・平9条例33・平15条例1・平19条例42・平29
条例1・令3条例53・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で

定める。

(平9条例33・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第131号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年条例第41号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第33号)

この条例は、平成9年5月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和62年つくば市条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成29年条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第53号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

〇つくば市上下水道審議会運営規則

昭和63年9月26日

規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、つくば市上下水道審議会条例（昭和63年つくば市条例第121号）第8条の規定に基づき、つくば市上下水道審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（平20規則23・一部改正）

(会議の招集の通知)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、開会の日の7日前までに日時、場所及び議題又は審議する事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(欠席)

第3条 委員は、招集を受けた場合において事故のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に通知しなければならない。

(議事録)

第4条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長及び会長の指名した委員2人がこれに署名しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

（平9規則39・一部改正）

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

(平9規則39・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年規則第39号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第23号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

〇つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。

(2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。

(3) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込みがあるとき。

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第5条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 前条第1号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し、決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り、規則で定める事項を勘案し、決定する方法

(2) 前条第2号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

(会議開催の事前公表)

第6条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の名称、開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前までに公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴等)

第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は、その都度、執行機関が定める。

2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は、当該会議を傍聴することができない。

3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、規則で定める事項を遵守し、及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。

4 附属機関及び懇談会等の長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の閲覧)

第8条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第10条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものを公表しなければならない。

(公開状況の公表)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

(他の条例に特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年2月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。

(つくば市政治倫理審査会条例の一部改正)

2 つくば市政治倫理審査会条例（平成13年つくば市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市開発審査会条例の一部改正）

3 つくば市開発審査会条例（平成18年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市教育特区学校審議会条例の一部改正）

4 つくば市教育特区学校審議会条例（平成19年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部改正）

5 つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市農業委員会委員候補者選考会条例の一部改正）

6 つくば市農業委員会委員候補者選考会条例（平成29年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

〇つくば市情報公開条例（一部抜粋）

（行政文書の開示義務）

第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令、条例若しくは規則の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員

をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある場合は、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの
その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、
正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、
若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体
又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害す
るおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するお
それ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそ
れ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る
事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 法令又は他の条例の規定により公にすることができないと認められる情報
(平29条例22・一部改正)

注 意 事 項

傍聴人は、次の事項を守ってください。

- (1) 審議会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話による通話をしないこと。
- (7) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (8) 会場の秩序を乱し、又は審議会の妨害となるような行為をしないこと。

傍聴人が審議会を妨害し、人に迷惑を及ぼすと認められるとき又は上記に違反するときは、議長はこれを制止し、その指示に従わないときは、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第7条第4項の規定に基づき、当該傍聴人に対し退場を命じます。

つくば市上下水道審議会 スケジュール

時期		実施事項	
令和4年	10月	上旬	
		中旬	★第1回審議会（10月14日予定）水道事業経営戦略（案）説明
		下旬	
	11月	上旬	★第2回審議会（11月9日予定）経営戦略（案）審議①
		中旬	
		下旬	★第3回審議会（未定）経営戦略（案）審議②
	12月	上旬	
		中旬	★第4回審議会（未定）経営戦略（案）審議③
		下旬	
令和5年	1月	上旬	
		中旬	
		下旬	パブリックコメント実施
	2月	上旬	↓
		中旬	
		下旬	↓
	3月	上旬	
		中旬	★第5回審議会（未定）経営戦略（案）答申
		下旬	経営戦略 公表

令和5年度に、つくば市公共下水道事業経営戦略の改定について諮問する予定です。

つくば市水道事業経営戦略（案）について

1 経営戦略策定の背景

水道事業について

- 水道事業は、独立採算制が原則
※独立採算制：料金収入をもって経営を行うこと
- 水道事業の役割：住民生活に必要な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たし、将来にわたり公共の福祉を増進していくことが必要である。

水道事業の課題

- 施設等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 人口減少に伴う料金収入の減少 など

課題解決のために

- 自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要

中長期的な基本計画
「**経営戦略**」を新規策定

取組事項

- ・ **計画期間は10年**
- ・ 経営基盤の強化
- ・ 財政マネジメントの向上

2 経営戦略の内容

経営戦略（案）に記載した内容は次のとおりである。

- **経営戦略策定の経緯**
- **事業概要**：給水、施設等の現状、経営分析など
- **将来の事業環境の予測**：水需要・収入等の推計
- **経営の基本方針**：経営理念、基本方針など
- **投資・財政計画**：投資計画、財政シミュレーション
- **事後検証、改定等**：進捗管理、見直しの方法

3 上下水道審議会における審議の主なポイント

- **経営の現状分析**
・現在の経営状況の課題が整理されているか。
- **将来の需要予測**
・予測が適切な根拠に基づいているか。将来の環境変動等も考慮しているか。
- **経営の基本方針**
・基本方針が明確で分かりやすいものとなっているか。
- **投資・財政計画**
・計画の条件設定、目標設定が適切かつ明確か。目標は現実的で達成可能なものか。目標達成に至る途中経過に無理はないか。
- **その他**
・経営戦略の内容が、市や県が策定している計画（特に上位計画）の内容と矛盾していないか。

つくば市水道事業

経営戦略（案）

令和〇年〇月

— 目 次 —

1. 経営戦略策定の経緯.....	1
1.1. 経営戦略策定の経緯.....	1
1.2. 計画期間.....	1
2. 事業概要.....	2
2.1. 事業の概況.....	2
2.1.1. 給水の状況.....	2
2.1.2. 施設.....	3
2.1.3. 料金.....	7
2.1.4. 組織.....	8
2.1.5. これまでの主な経営健全化の取組.....	9
2.1.6. 経営比較分析表を活用した現状分析.....	10
3. 将来の事業環境の予測.....	27
3.1. 人口の将来推計.....	27
3.2. 水需要の将来推計.....	28
3.3. 水供給量の将来推計.....	29
3.4. 料金収入の見通し.....	29
3.5. 施設の見通し.....	30
4. 経営の基本方針.....	31
5. 投資・財政計画（収支計画）.....	32
5.1. 投資についての説明.....	32
5.1.1. 投資計画の作成方針.....	32
5.1.2. 企業債.....	34
5.1.3. 繰入金.....	34
5.1.4. 国庫補助金、分担金.....	34
5.2. 投資以外の経費についての説明.....	35
5.3. 投資・財政計画（収支計画）.....	36
5.4. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	40
5.4.1. 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等.....	40
5.4.2. 財源についての検討状況等.....	40

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	41
6.1. 進捗管理及び見直しの方法	41
資料編 用語集	42

1.経営戦略策定の経緯

1.1.経営戦略策定の経緯

近年、全国的に人口が減少傾向に転じており、水道事業としては料金収入の減少等が懸念され、さらに、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来により、経営環境は厳しさを増しているところです。

水道はライフラインとして必要なことから、水道事業者の役割は、安全な水を安定的に供給することが第一です。その役割を果たすためには、経営状況を勘案しつつ、将来を見据えて施設の整備等を計画的に行っていく必要があります。

そのため、本市水道事業においては、将来にわたり安定的に事業を継続するため、中長期的な経営の基本計画として「経営戦略」を策定することとしました。

なお、総務省は、公営企業が将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を地方公共団体に要請しています。

1.2.計画期間

本戦略の計画期間は、令和 5～令和 14 年度（2023～2032 年度）の 10 年間とします。

2.事業概要

2.1.事業の概況

2.1.1.給水の状況

現在の本市水道事業における給水区域は、つくば市全域となります。これまでの水道事業の変遷は、次のとおりです。

西暦	元号	水道事業の変遷
1958年	昭和33年 7月 7月	筑波町小田地区簡易水道事業創設認可 筑波町北条地区簡易水道事業創設認可
1959年	昭和34年 8月	筑波町沼田・国松地区簡易水道事業創設認可
1962年	昭和37年 6月	筑波町田中・安森地区簡易水道事業創設認可
1963年	昭和38年 5月	桜村西・中地区簡易水道事業創設認可
1965年	昭和40年 3月 4月	筑波町筑波地区簡易水道事業創設認可 桜村南地区簡易水道事業創設認可
1972年	昭和47年 9月	筑南水道企業団創設認可
1983年	昭和58年 1月 7月	荃崎村が町制施行により荃崎町へ 筑南水道企業団第1期拡張変更認可（つくば北部・西部工業団地を編入）
1984年	昭和59年 12月	筑南水道企業団第2期拡張変更認可（研究学園周辺地区の一部を編入）
1986年	昭和61年 3月 3月	桜村西・中地区簡易水道事業及び南地区簡易水道事業を廃止し、桜村水道事業創設認可（筑南水道企業団から分水開始） 筑波町北条地区簡易水道事業、小田地区簡易水道事業、沼田・国松地区簡易水道事業、筑波地区簡易水道事業を廃止し、筑波町東地区水道事業創設認可
1987年	昭和62年 4月 11月	筑南水道企業団第3期拡張変更認可（手子生・大砂工業団地、一部周辺地区を編入） つくば市誕生（大穂町、豊里町、谷田部町、桜村の合併）
1988年	昭和63年 1月 6月	つくば市に筑波町が編入合併 筑南水道企業団第4期拡張変更認可（荃崎町全域、つくば市の一部を編入）
1990年	平成2年 12月	筑南水道企業団第4期拡張[計画変更]変更認可（つくば市の一部を編入）
1995年	平成7年 3月	つくば市安食地区簡易水道事業創設認可
1998年	平成10年 2月 4月	つくば市桜地区水道事業、東地区水道事業、田中・安森地区簡易水道事業、安食地区簡易水道事業を廃止し、筑南水道企業団へ統合 筑南水道企業団第5期拡張変更認可（給水区域をつくば市、荃崎町全域に）
2002年	平成14年 11月 11月	つくば市水道事業創設認可（筑南水道企業団消滅） 荃崎町が編入合併によりつくば市水道部が発足

現在の事業における主要な指標は次のとおりです。

表 2-1 水道事業の概要

項目	水道事業の概要
供用開始年月	昭和 33 年（1958 年）7 月
法適・非適の区分	法適用
① 給水区域内人口	248,672 人
② 計画給水人口	262,000 人
③ 現在給水人口	223,646 人
④普及率 = ③/①×100	89.94%

※令和 3 年度（2021 年度）末現在

2.1.2.施設

本市の水道施設の概要は以下のとおりです。水源は、令和 2 年度より、水源はすべて茨城県企業局県南西広域水道用水供給事業による受水で賄っています。

表 2-2 水源、施設数、管路延長

項目		数量
水源	受水	24,952,270m ³ /年
	地下水	0 m ³ /年
	計	24,952,270m ³ /年
施設	施設能力	103,400m ³ /日
	配水施設	13箇所
	給水所等	2 箇所
	非常用貯水槽 ・その他	3 箇所
管路延長	導水管	4,267m
	送水管	29,214m
	配水管	1,450,824m
	計	1,484,305m
消火栓		2,429基

項目	数量
年間配水量	24,952,270m ³ /年
一日平均配水量	68,362m ³ /日
一日最大配水量	74,200m ³ /日

※導水管：井戸などの取水施設から浄水場へ水を送る管路

※送水管：浄水場から配水施設へ水を送る管路

※配水管：配水施設から各家庭へ水を送る管路

出典：令和 3 年度水道事業年報

浄配水施設について施設の統廃合をすすめ、13箇所の配水施設を利用しています。

（表 2-3 参照）。

表 2-3 水道施設

区分	施設名	容量 (m ³)	構造	備考
配水施設	1 御祖師様浄水場	216	RC造り	配水池として使用
	2 大貫浄水場	190	RC造り	配水池として使用
	3 大根山浄水場	341	RC造り	配水池として使用を検討中
	4 中央配水場	14,400	RC造り	昭和48年10月稼働
	5 葛城配水場	15,000	PC造り	平成18年2月稼働
	6 南部配水場	14,800	PC造り	平成19年1月稼働
	7 君島配水場	825	RC造り	
	8 臼井配水場	134	RC造り	
	9 大師様配水場	216	RC造り	
	10 堀田山配水場	183	RC造り	
	11 名古木配水場	89	RC造り	
	12 学校脇配水場	300	PC造り	平成22年3月新設施設に切替え
	13 宮脇配水場	460	RC造り	
給水所	14 山口第1給水所	7.3	FRP製	
	15 山口第2給水所	1.5	FRP製	
非常用貯水槽	16 天久保公園内	50	DIP	
	17 竹園公園内	50	DIP	
その他	18 旧春日庁舎	庁舎	RC造り	平成22年7月から筑波大学に貸出

注1) 配水施設は、茨城県企業局県南西広域水道用水供給事業から受水した水を各家庭へ配水するための施設です。現在、浄水場では浄水処理は行っておらず、配水池として一部の施設を利用しています。

注2) FRP製：繊維強化プラスチック製 DIP：ダクタイル鋳鉄管



図 2-1 水道施設の位置図

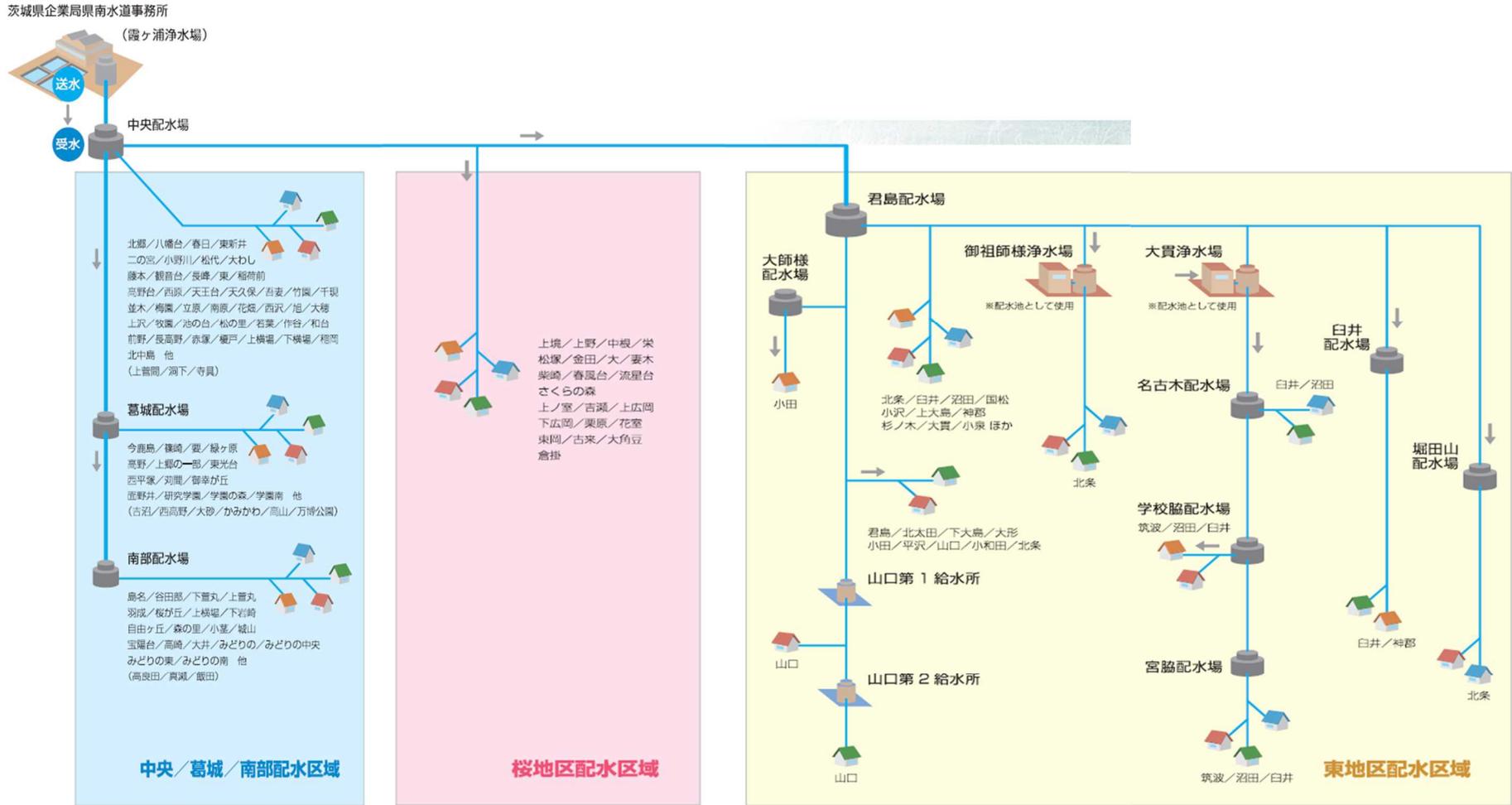


図 2-2 送配水フロー

2.1.3.料金

本市水道事業では、昭和58年（1983年）4月以来30年以上、現行料金を維持してきましたが、平成4年度（1992年度）から原価割れが続き必要経費を料金収入で賄うことができない厳しい経営状況となりました。また、上水道未整備地域からの整備要望に応えるため新規整備を行うとともに、北部地域の低水圧対策や研究学園地区などの老朽化した施設の更新が必要となったことから、経営健全化を図り、様々な課題を解決するため、平成30年（2018年）4月に水道料金を改定（平均改定率：21%値上げ）しました。

本市の現行水道料金体系は、表2-4に示すように、基本料金と従量料金からなる口径別料金体系を採用しています。従量料金は、使用水量が多いほど高い単価設定をする逓増型料金制を採用しています。なお、資産維持費（※）の算定を行っていませんが、資金収支方式で資産維持費相当額を考慮した財政シミュレーションを実施し、現行の料金水準を算定しています。

※資産維持費とは、物価上昇による減価償却費の不足や工事の施工環境の悪化による費用の増大等に対し、水道施設を維持し、適切な給水サービスを継続していくために総括原価への参入が認められているものです。

表 2-4 水道料金体系表（税込：令和3年度現在）

口径	水道料金				水道加入金			
	基本水量	基本料金	従量料金		加入金 (税込、千円)	減免額	納付額 (税込、千円)	
			水量	1mにつき 金額				
13mm	10m ³	1,320円			33.0		22.0	
20mm	10m ³	1,650円	1m ³ ~20m ³	154円	88.0		77.0	
25mm	10m ³	2,750円	(11m ³ ~20m ³)	(154円)	154.0		143.0	
30mm	/	3,575円			324.5	11.0	313.5	
40mm		7,700円	21m ³ ~ 40m ³	198円	473.0		462.0	
50mm		16,500円	41m ³ ~100m ³	242円	858.0		847.0	
75mm		42,900円	101m ³ ~500m ³	286円	1,650.0		1,639.0	
100mm		95,700円	501m ³ ~	330円	2,750.0		2,739.0	
150mm		239,250円			6,160.0		6,149.0	
200mm		454,300円			8,800.0		8,789.0	
200mmを超えるもの		管理者が別に定める額						
生活専用集合住宅		上記に準じます		使用水量1m ³ につき165円				
臨時用		使用水量1m ³ につき550円						

備考 「臨時用」とは、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合をいいます。

共同住宅において当該共同住宅の居住者が共用する水栓の料金は、使用水量が1月で10m³までの場合に限り、上記表にかかわらず、下記表のとおりとします。

口径	基本料金	従量料金
13mm	715円	使用水量1m ³ につき60円50銭
20mm	1,045円	
25mm	2,145円	

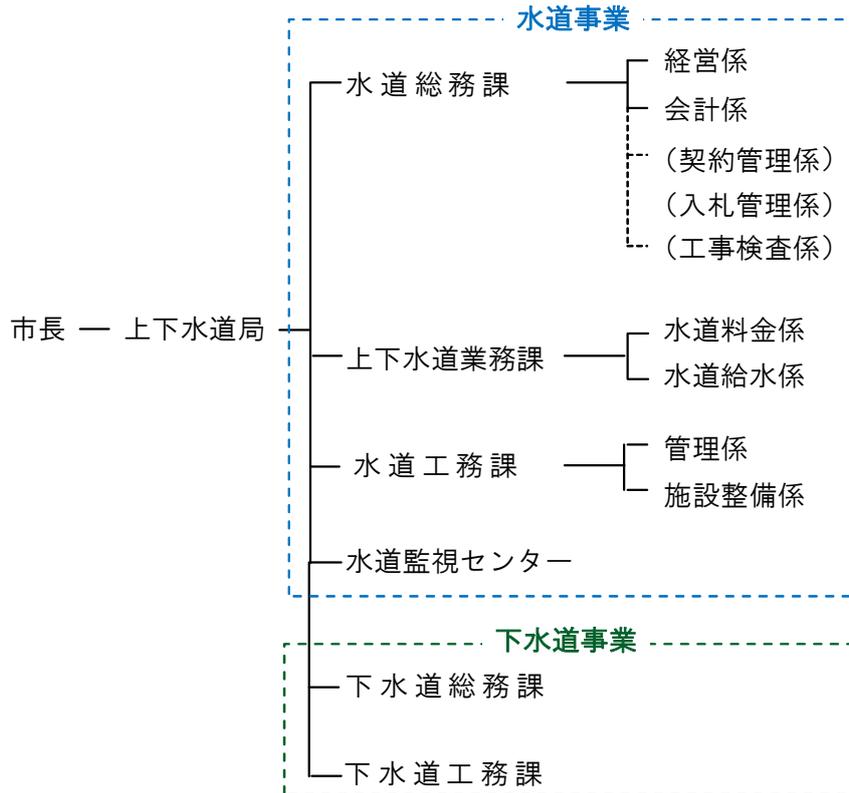
※つくば市では、水道普及率の向上を目指し、新規水道加入者若しくは既存の水道加入者で、メーターの口径を増径する方を対象に水道加入金を一律に11,000円(税込)減免します。

令和3年度から茨城県水道普及促進支援事業により減免額が変更になっています。

2.1.4.組織

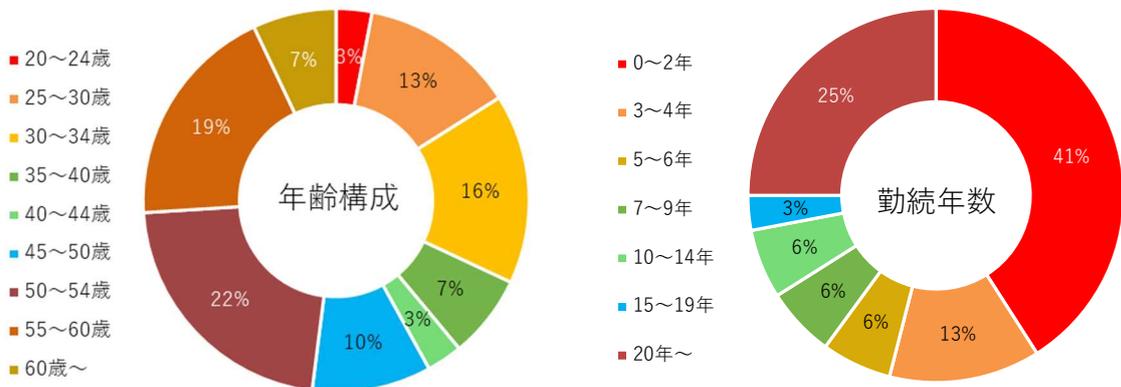
本市水道事業は、市長が水道事業管理者の職務を行っており、水道事業管理者の権限に属する事務処理をするため上下水道局が設置されています。上下水道局において、水道総務課・上下水道業務課・水道工務課・水道監視センターが上水道事業担当として設定されています。令和4年（2022年）4月1日での職員数は32名となっています。

図 2-3 組織体制



※ () は、市長事務部局職員が併任しています。

図 2-4 職員の年齢構成と勤続年数



※勤続年数は水道事業での勤続年数である。

2.1.5.これまでの主な経営健全化の取組

水道事業においては、自らの判断と責任に基づき、経営健全化等に不断に取り組むことが必要とされており、その現状について公表することとなっています。ここでは、民間活用や施設の統廃合、広域化等のこれまでの経営健全化の取組について示します。

1) 民間活用

本市水道事業では、水質検査、浄配水場の運転・管理、料金等徴収などの業務を民間事業者へ委託し、民間のノウハウと技術力を活用するとともに、組織のスリム化と経費の縮減に努めています。

なお、本市では、事業運営の骨格となる業務については、引き続き職員が担うものとし、委託業務の拡大は考えていません。

表 2-5 民間委託の状況

業務名	委託の内容
水質検査業務	1日1回検査以外の水質検査計画に基づく水質検査のすべてを、水道法第20条第3項に係る厚生労働大臣登録検査機関に委託しています
運転・管理業務	平成19年度より、配水場等の運転・管理を毎日24時間で委託しています
料金等徴収業務	料金等徴収業務を包括的に委託しています

2) 広域化

令和4年（2022年）2月に茨城県が策定した「茨城県水道ビジョン」に基づき、茨城県が設置した研究会に参加し、広域連携等に係る具体的な方策等の検討を行っています。

3) 施設の統廃合

茨城県企業局から受水をしているため、既存の自己水源及び浄水場を順次廃止及び利用停止してきており、効率的な施設利用を図っています。

表 2-6 統廃合により休廃止した施設（平成 11 年以降）

▼浄水場		▼配水場	
施設名称	休止年月	施設名称	休止年月
下広岡浄水場	平成11年3月休止	田中配水場	平成19年5月休止
	平成15年1月施設撤去	東岡配水場	平成19年6月休止
小田浄水場	平成18年3月休止	第3配水場	平成19年8月休止
北条浄水場	平成18年3月休止	第2配水場	平成20年5月休止
御祖師様浄水場	平成19年3月取水停止	第4配水場	平成20年5月休止
安食浄水場	平成19年7月休止	▼他施設	
上ノ室浄水場	平成25年3月休止	北条機場	平成19年3月休止
上境浄水場	平成27年4月休止	上ノ室機場	平成25年3月休止
大貫浄水場	平成28年9月取水停止	沼田機場	令和2年3月休止
大根山浄水場	令和2年3月休止	北条機場中継地	休止

2.1.6.経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は、各公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標を取りまとめたものであり、経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

また、類似団体と比較することで、現在の水準を把握できるほか、自らの財政状況を関係機関や住民等に対して説明するための資料としても活用できます。

経営指標

【経営の健全性・効率性】

- ① 経常収支比率（％）：給水収益等の収益で維持管理費等の費用をどの程度賄えているかを表す指標
- ② 累積欠損金比率（％）：営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標
- ③ 流動比率（％）：短期的な債務に対する支払能力を表す指標
- ④ 企業債残高対給水収益比率（％）：給水収益に対する企業債の割合で、企業債残高の規模を表す指標
- ⑤ 料金回収率（％）：給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標
- ⑥ 給水原価（円）：有収水量 1 m³当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標
- ⑦ 施設利用率（％）：施設の利用状況や適正規模を判断する指標
- ⑧ 有収率（％）：施設の稼働が収益につながっているかを表す指標

【老朽化の状況】

- ① 有形固定資産減価償却率（％）：償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標
- ② 管路経年化率（％）：法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標
- ③ 管路更新率（％）：当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標

1) 経営指標の評価・分析結果

経営分析における他団体との比較は、以下の3つに分類される他団体を対象とし、それぞれの区分で経営指標の平均値を算出し、本市の経営指標との比較を行いました。

● 全国の類似団体：77 団体 ※1

● 茨城県内の類似団体：5 団体 ※2

[水戸市、日立市、つくば市、ひたちなか市、茨城県南水道企業団]

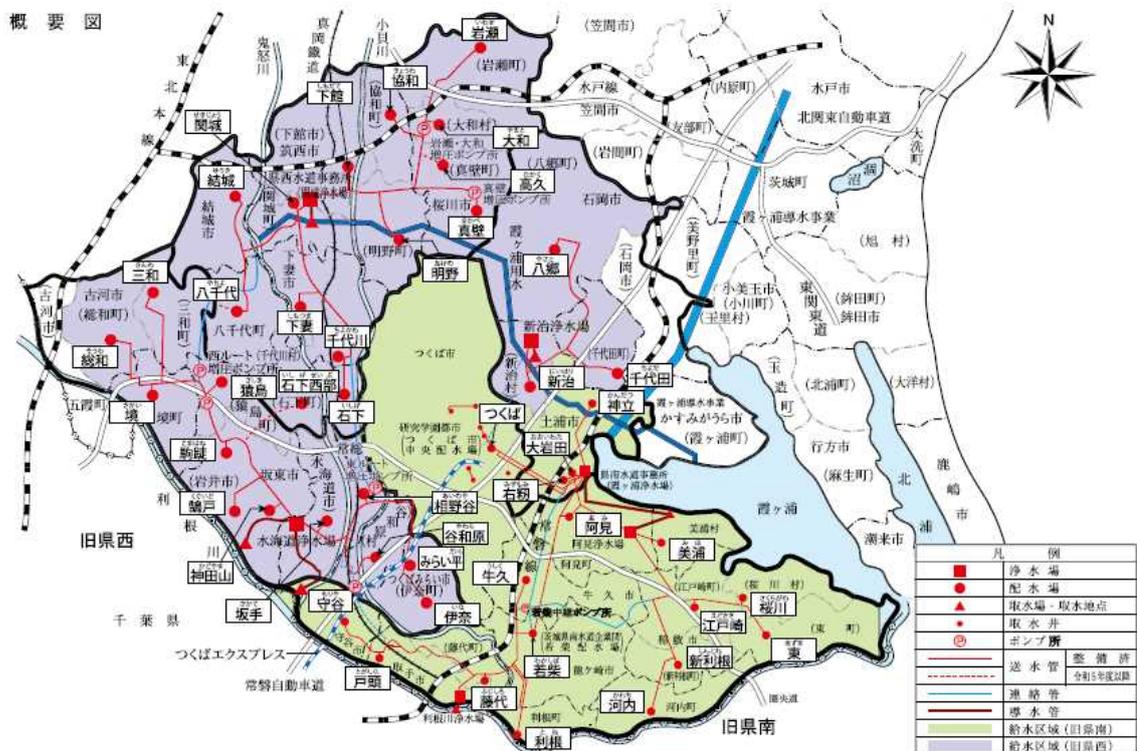
● 旧県南広域水道用水供給事業から受水している団体：8 団体 ※3

[つくば市、土浦市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、茨城県南水道企業団]

※1：令和2（2020）年度現在、現在給水人口が15万人～30万人の末端給水事業です。

※2：茨城県内において現在給水人口が15万人～30万人の末端給水事業です。

※3：旧県南広域水道用水供給事業（以降、「旧県南」）及び旧県西広域水道用水供給事業（以降、「旧県西」）は、令和2年度（2020年度）に統合し、現在は県南西広域水道用水供給事業となっています。



出典：茨城県企業局 HP の事業一覧

図 2-5 県南西広域水道用水供給事業の概要図

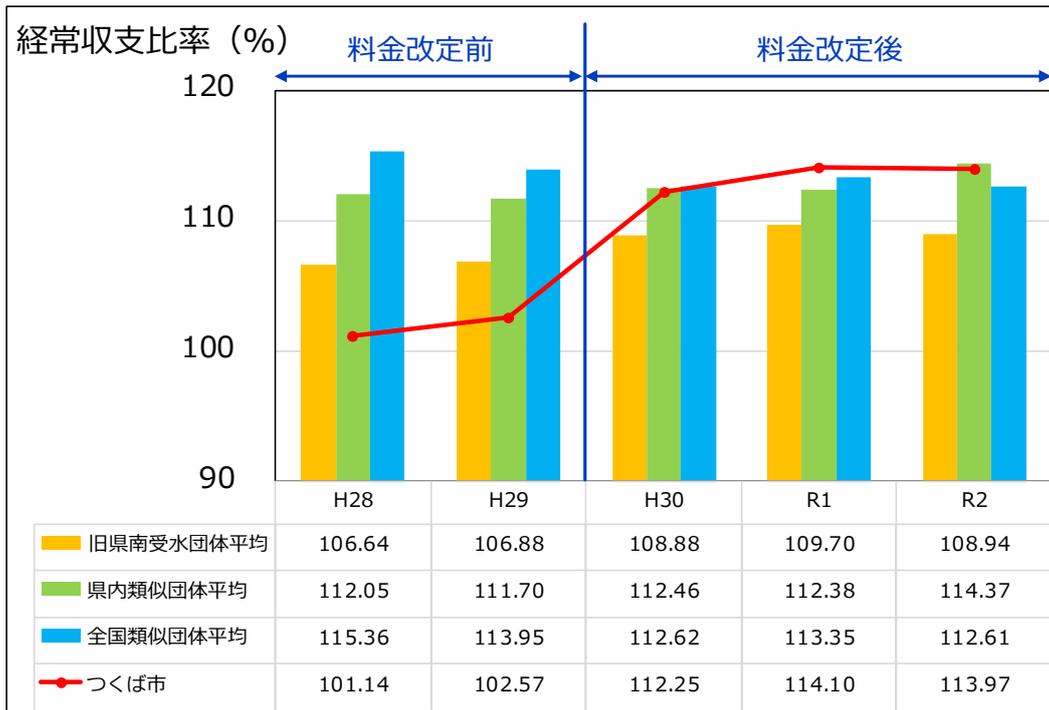
(1) 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率

経常収支比率は、給水収益等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。単年度の経常収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。

$$\text{経常収支比率（\%）} = \frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$

本市の経常収支比率は、平成 28 年度（2016 年度）から 100%を上回っています。また、平成 30 年度（2018 年度）に料金値上げを実施したことで営業収益が増加し、経常収支比率が約 10%向上しました。令和 2 年度（2020 年度）には 113.97%になっています。これは、他団体と同水準です。



出典：地方公営企業決算状況調査

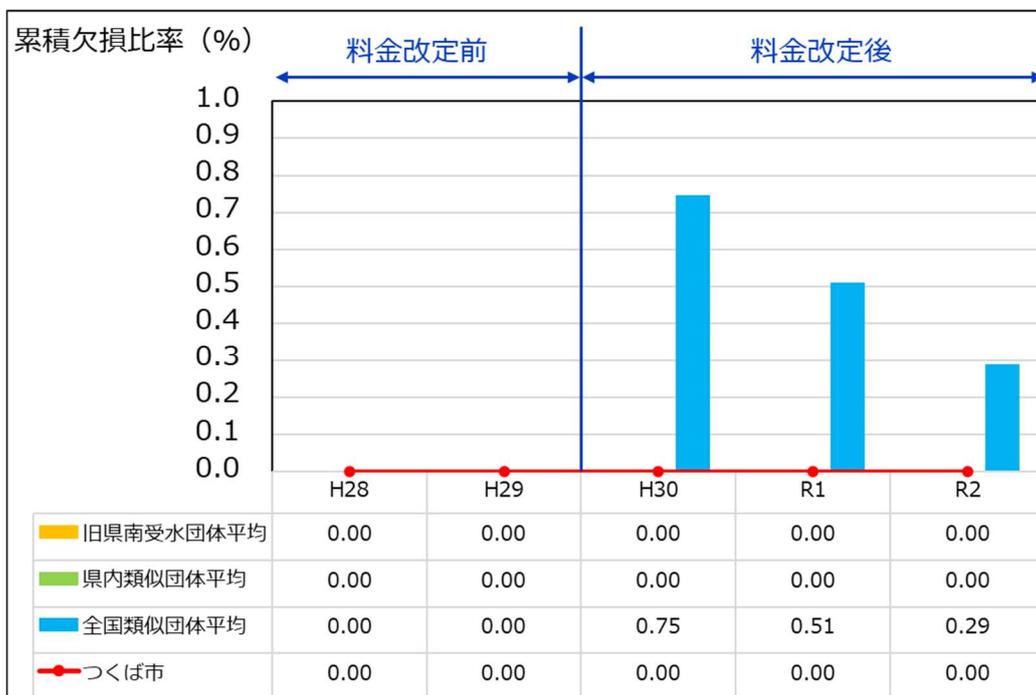
図 2-6 経常収支比率

② 累積欠損金比率

累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失）の割合を表す指標です。この指標は、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められます。

$$\text{累積欠損金比率（\%）} = \frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

本市は直近 5 年間で累積欠損金は発生していません。



出典：地方公営企業決算状況調査

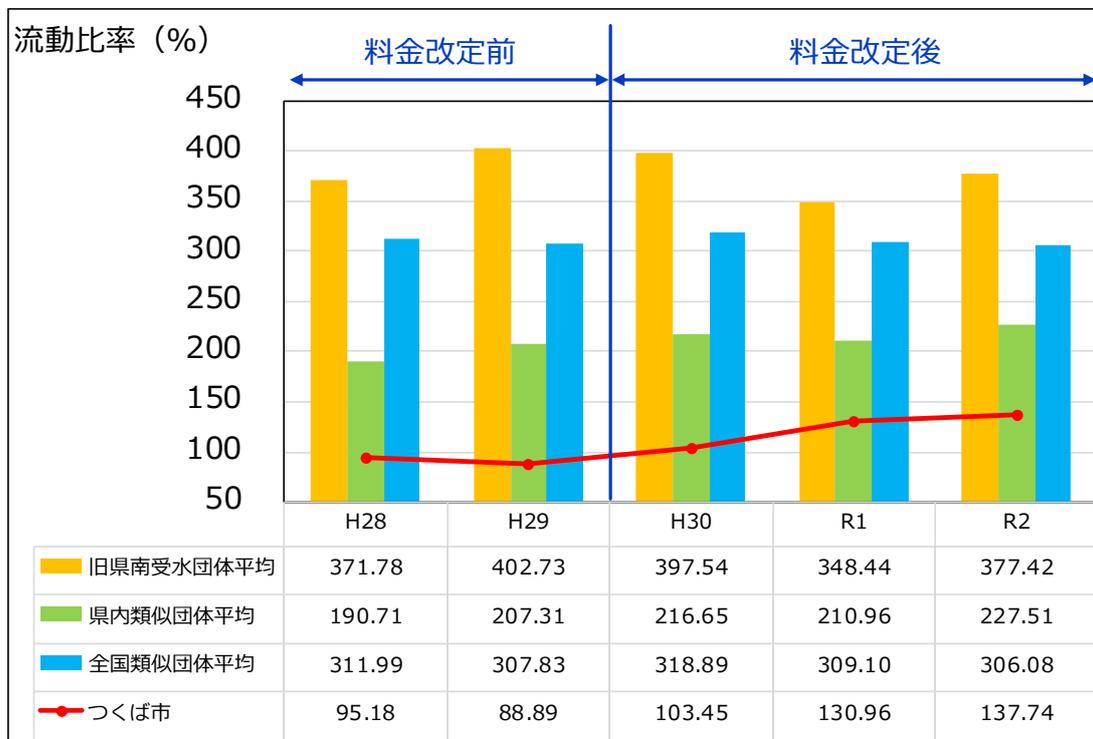
図 2-7 累積欠損比率

③ 流動比率

流動比率は、流動負債に対する流動資産の割合であり、短期的な債務に対する支払能力を示す指標です。当該指標が 100%を下回る場合は、1 年以内に現金化できる資産で 1 年以内に支払わなければならない負債を賄っていない状況を示すので、注意が必要です。

$$\text{流動比率 (\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

本市の流動比率は平成 29 年度（2017 年度）まで減少傾向にあり、平成 28～29 年度（2016～2017 年度）は 100%を下回る状態でした。平成 30 年度（2018 年度）に料金改定を実施した結果、業務活動によるキャッシュフローが改善され現金が増加し、令和元年度（2019 年度）には流動比率が 130.96%まで回復し、令和 2 年度（2020 年度）には 137.74%となっています。一方で、他団体と比較すると低い水準にあります。



出典：地方公営企業決算状況調査

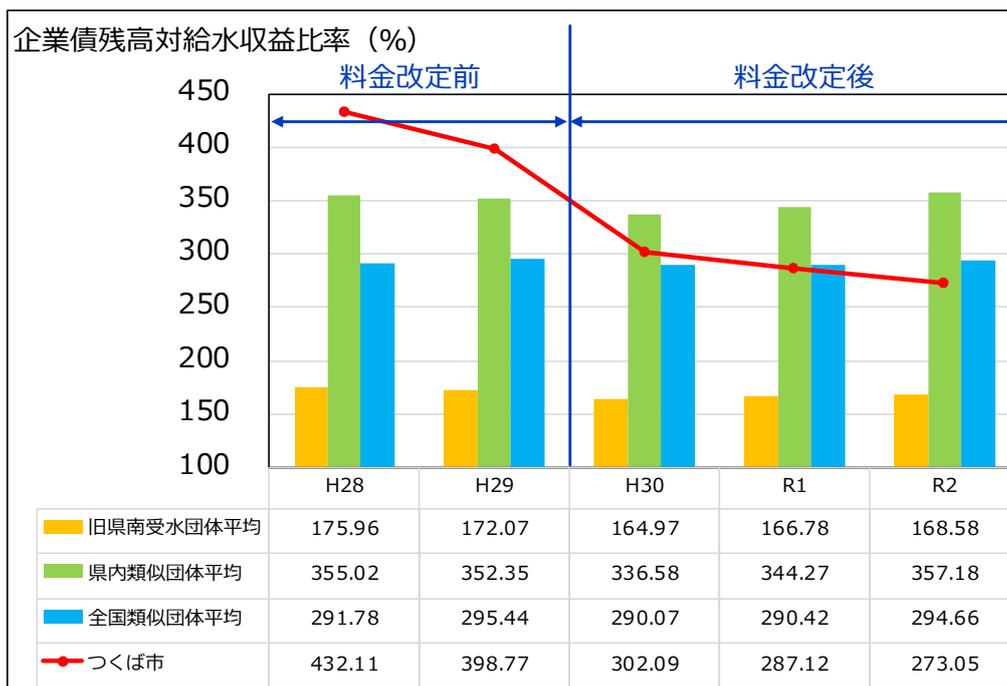
図 2-8 流動比率

④ 企業債残高対給水収益比率

企業債残高対給水収益比率は、給水収益に対する企業債の割合を示すもので、企業債残高の規模を示す指標です。

$$\text{企業債残高対給水収益比率} = \frac{\text{企業債残高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$$

本市の企業債残高対給水収益比率は、平成 28 年度（2016 年度）では 432.11% と他団体と比較して高い水準にありました。平成 28 年度（2016 年度）から企業債残高が減少していること、平成 30 年度（2018 年度）の料金改定により給水収益が増加したことで当該比率は減少しています。令和 2 年度（2020 年度）には 273.05%となり、県内及び全国類似団体の平均値を下回る水準になっています。



出典：地方公営企業決算状況調査

図 2-9 企業債残高対給水収益比率

⑤ 料金回収率

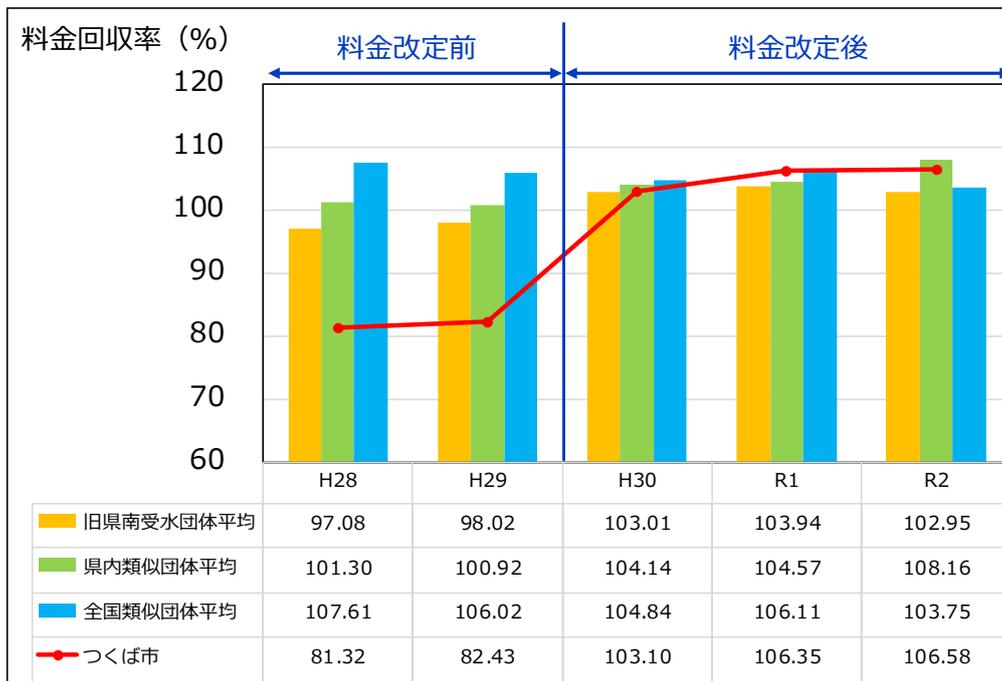
料金回収率は、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能です。当該指標が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。

$$\text{料金回収率} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

※供給単価：有収水量 1 m³当たりでどれくらいの収益を得ているかを示す指標

※給水原価：P17 を参照

本市の料金回収率は、平成 28～平成 29 年度（2016～2017 年度）までは約 80%であり、給水に係る費用を給水収益で賄えていない状況でした。平成 30 年度（2018 年度）に料金改定を実施した結果、以降の料金回収率は 100%を超える水準となっています。これは、他団体と同水準です。



出典：地方公営企業決算状況調査

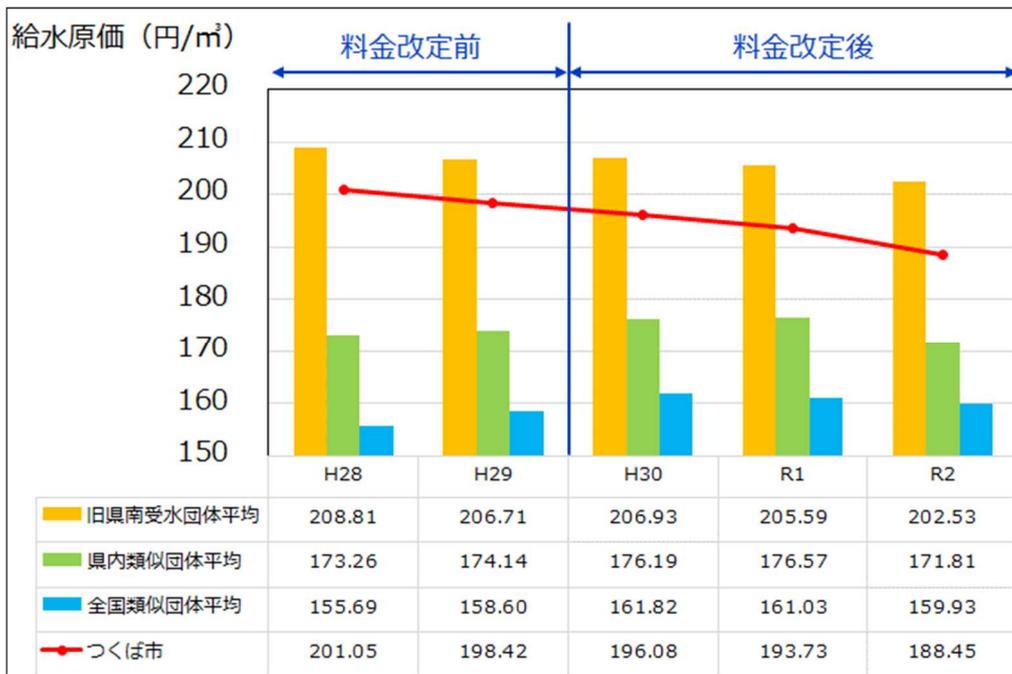
図 2-10 料金回収率

⑥ 給水原価

給水原価は、有収水量 1 m³当たりにかかる費用を示す指標です。有収水量とは、水道料金の徴収対象となった水量と他会計（水道事業以外の会計）から収入があった水量をさします。

$$\text{給水原価（円）} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附带事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

本市の給水原価は減少傾向にあり、令和 2 年度（2020 年度）で 188.45 円/m³となっています。これは、旧県南受水団体平均と比較すると 10 円/m³程度低く、県内及び全国類似団体平均と比較すると 20～30 円/m³程度高い水準となっています。



出典：地方公営企業決算状況調査

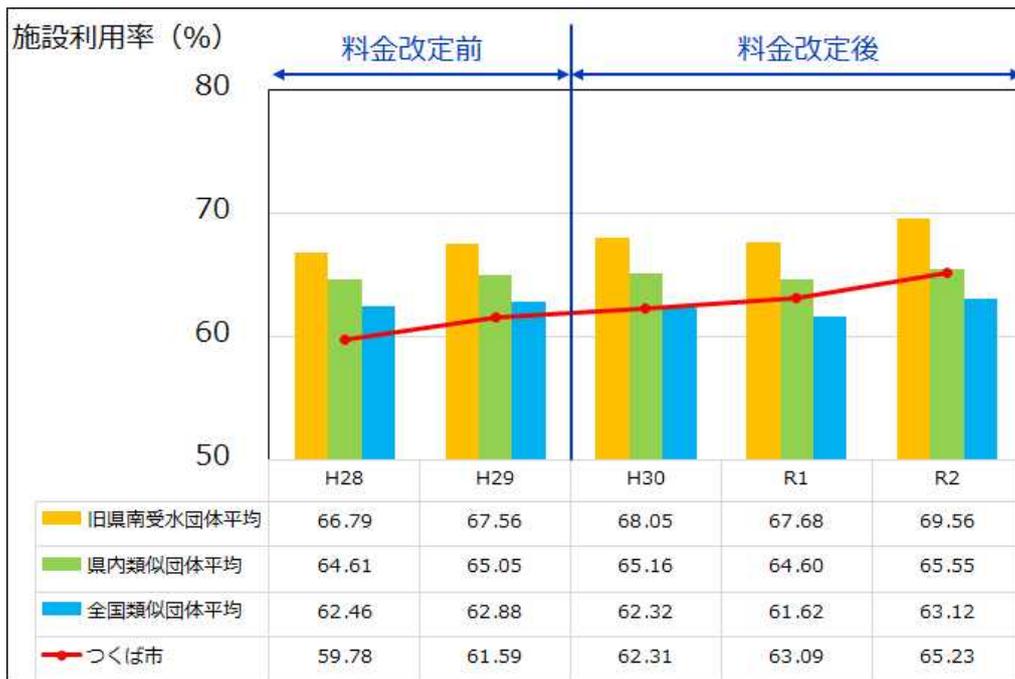
図 2-1 1 給水原価

⑦ 施設利用率

施設利用率は、一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。本市の一日配水能力は、施設能力 103,400 m³/日です。

$$\text{施設利用率} = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

本市の施設利用率は上昇傾向にあり、令和 2 年度（2020 年度）では 65.23%となっています。これは、旧県南受水団体、県内類似団体平均と比較して低い水準です。全国類似団体平均と比較して高い水準ではありますが、より効率的な施設利用ができるよう、施設の更新時には施設の最適化を検討する必要があります。



出典：地方公営企業決算状況調査

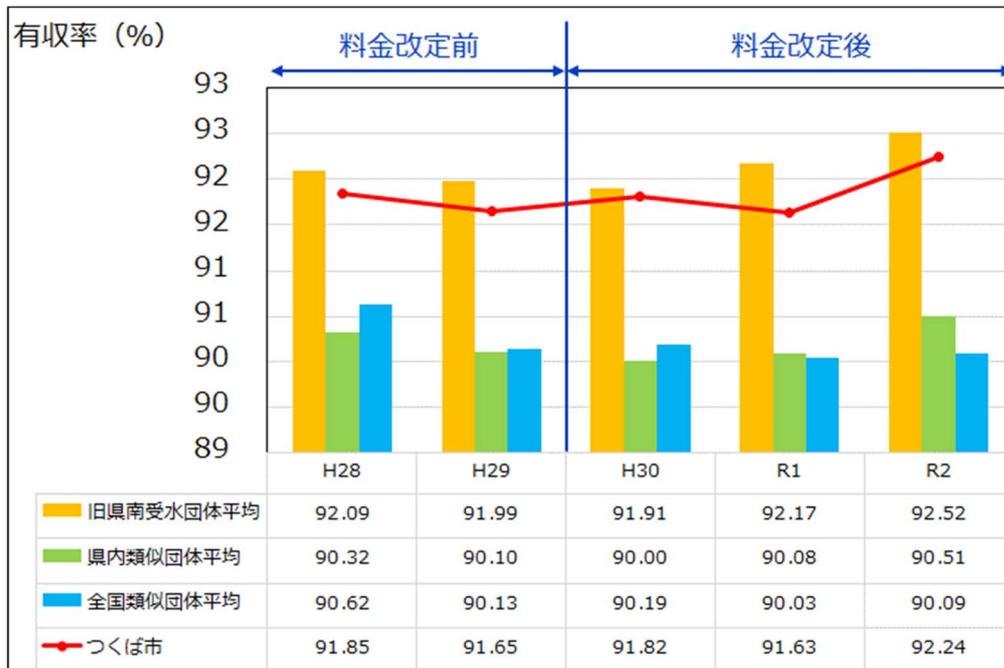
図 2-1 2 施設利用率

⑧ 有収率

有収率は、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。有収率が低い場合は、漏水やメーター不感等といった要因を特定し、その対策を講じる必要があります。

$$\text{有収率} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

本市の有収率は、92%前後と他団体よりも高い水準で推移しており、他団体よりも施設の稼働が効率的に収益につながっているといえます。



出典：地方公営企業決算状況調査

図 2-1 3 有収率

(2) 老朽化の状況

① 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示します。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

本市の有形固定資産減価償却率は、上昇傾向にあり、令和2年度（2020年度）には51.34%となっており、他団体と同水準となっています。



出典：地方公営企業決算状況調査

図 2-14 有形固定資産減価償却率

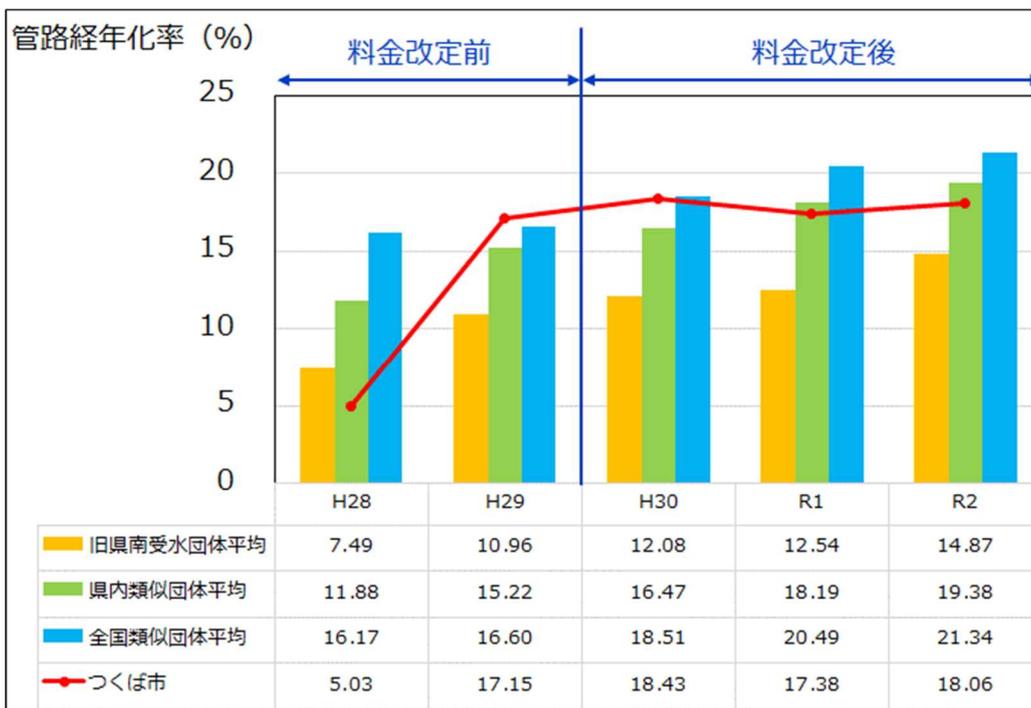
② 管路経年化率

管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度を示しています。

$$\text{管路経年化率（\%）} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

本市の管路経年化率は、平成 28 年度（2016 年度）は 5 % 台でしたが、平成 29 年度（2017 年度）に経年化管路が 10%以上増加し、令和 2 年度（2020 年度）には 18.06%となっています。これは、平成 29 年度に法定耐用年数の 40 年を経過した昭和 51 年布設の管路が約 170km あるためです。

なお、本市の令和 2 年度の管路経年化率は、県内及び全国類似団体と同水準にあります。



出典：地方公営企業決算状況調査

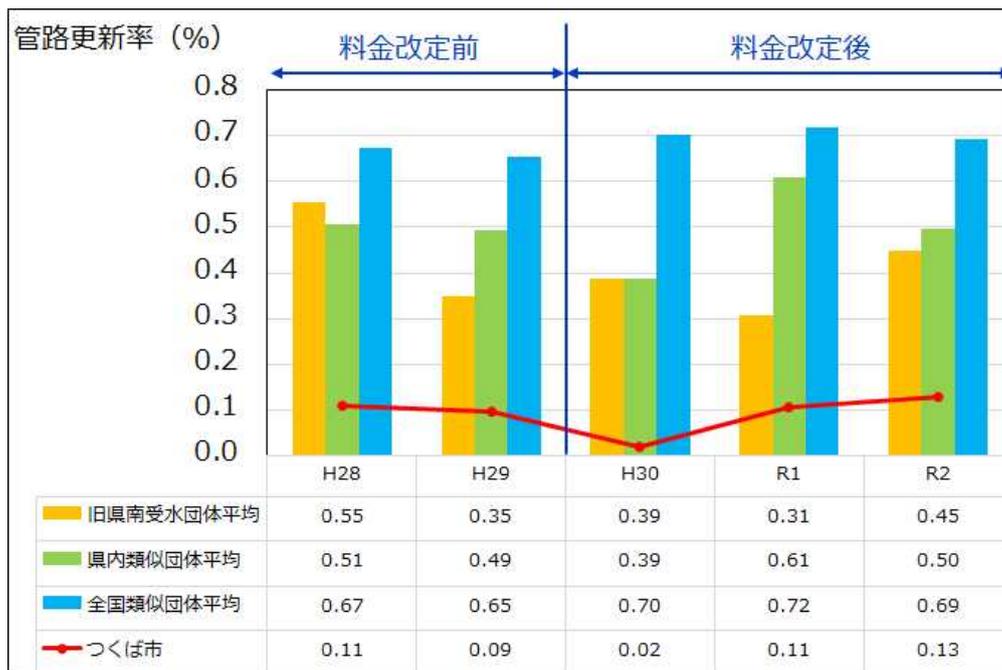
図 2-15 経年化率

③ 管路更新率

管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。

$$\text{管路更新率} = \frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

本市の管路更新率は、平成 28～令和 2 年度（2016～2020 年度）において 0.02～0.13%で推移し、他団体と比較すると低い水準となっています。このペースで更新するとすべての管路が更新されるのに長期間かかります。管路の老朽化は水道事故に直結するため、管路更新率の向上を優先順位の高い課題とし、計画的に対応する必要があります。



出典：地方公営企業決算状況調査

図 2-1 6 管路更新率

2) まとめ

本市の経営指標を全国類似団体平均と比較して良好な指標、劣る指標に分類し、本市の経営状況を整理します。

(1) 全国類似団体と比較して良好な指標

・ 経常収支比率

「経常収支比率」は、給水収益等の収益で費用をどの程度賄えているかを表す指標で、単年度の経常収支が黒字であると100%以上になります。平成30年（2018年）4月の料金改定前と比較すると、10%以上上昇し改善傾向にあります。

・ 料金回収率

「料金回収率」は、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、当該指標が100%を上回れば、給水に係る費用が給水収益で賄われていることを意味します。

本市の料金回収率は、料金改定前に80%前後であったものが、料金改定により20%以上向上し、給水収益により費用が賄える状況に改善しました。

・ 企業債残高対給水収益比率

「企業債残高対給水収益比率」は、給水収益に対する企業債の割合を示すもので、企業債残高の規模を示します。本市の企業債残高対給水収益比率は、平成29年度の約400%から令和2年度には130%減となりました。これは、企業債残高が減少傾向であるのに対して給水収益が増加したためで、全国類似団体平均と同程度の水準となっています。

その他、以下の指標が全国類似団体平均と比較して良好です。

- ・ 累積欠損金比率
- ・ 施設利用率
- ・ 有収率
- ・ 管路経年化率

(2) 全国類似団体と比較して劣る指標

・ 流動比率

「流動比率」は1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上である必要があります。100%を下回ると債務を支払うことができない状況に陥る可能性があります。本市の流動比率は、平成30年度（2018年度）に料金改定を実施したため増加傾向にはありますが、他団体と比較すると低い水準にあることから今後の推移に注視する必要があります。

・ 給水原価

「給水原価」は水源や原水水質などの事業特性に影響を受けるため、明確な数値基準はありませんが、「給水原価」が高くなると住民への負担が大きくなります。本市の「給水原価」は、減少傾向にはありますが、高い水準にあります。

本市は水源を県企業局からの受水100%で賄っています。一般的に受水割合が高い事業体では給水原価が高くなる傾向がみられ、旧県南受水団体平均は全国類似団体平均より40～50円高くなっています。本市は旧県南受水団体平均より給水原価が低い水準ですが、引き続き、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善の検討を行います。

・ 有形固定資産減価償却率

「有形固定資産減価償却率」は数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示します。本市の「有形固定資産減価償却率」は増加傾向にあり、施設の老朽化が進んでいることが分かります。施設の老朽化による漏水等を防ぐため、管路経年化率や管路更新の状況を踏まえ、更新の検討をする必要があります。

・ 管路更新率

「管路更新率」は当該年度に更新した管路延長の割合を示し、管路の更新ペースや状況を把握できます。本市の「管路更新率」は低い水準となっています。今後は法定耐用年数を超える管路が増加していくことから、更新に掛かる費用の増大が予測されるため、長期的な視点で管路の更新計画を検討する必要があります。

(3) 全体総括

健全性・効率性において、平成30年(2018年)4月からの水道料金の改定により営業収益が増加し、経常収支比率は約10%、料金回収率は20%以上増加して100%を超える水準となりました。それまで必要経費を料金収入で賄うことができない赤字給水の状況が続いていましたが、解消することができました。

老朽化の状況については、令和2年度(2020年度)には管路経年化率が18.06%となっている一方で、平成28～令和2年度(2016～2020年度)において管路更新率は0.02～0.13%で推移しており、このペースで更新するとすべての管路が更新されるのに長期間かかる状況です。

今後は、収益の動向を見極めながら事業の健全経営のもとで、水道未普及地域への新規整備を加速させるとともに、将来にわたる市民への安全で安心な上水道の安定給水を持続可能としていくため、現有の老朽化施設の更新事業も進めていきます。



※全国類似団体平均とつくば市の比較を行い、良好な指標と平均より劣る指標の判断をしました。

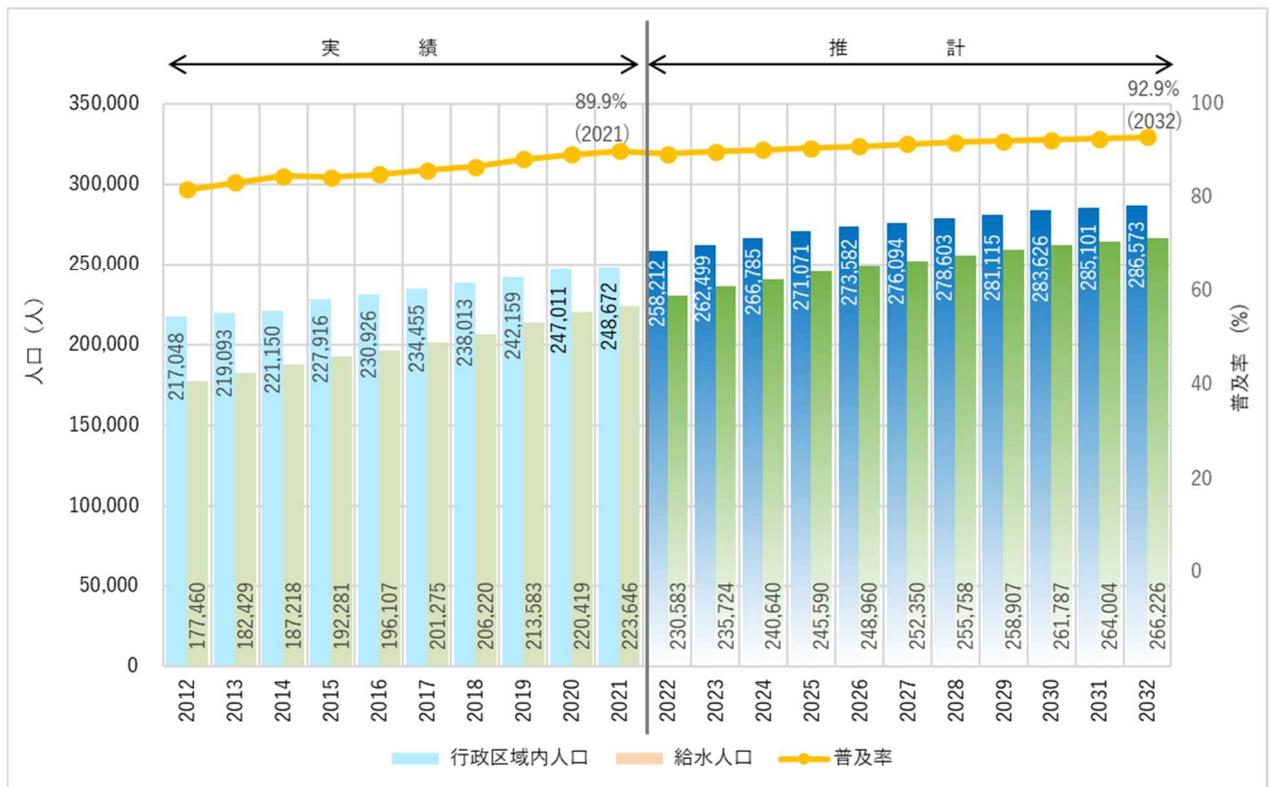
図 2-17 経営分析のまとめ

3.将来の事業環境の予測

3.1.人口の将来推計

将来人口は、既認可計画の水需要予測と同様、市の上位計画である「つくば市未来構想 第2期つくば市戦略プラン」の推計値を用います。「つくば市未来構想」によると、現状でTX沿線地域を中心に人口は増加しており、今後も人口増加が続き、令和30年度（2048年度）に約29万人を将来展望として目標設定をしています。

また、給水人口は行政区域内人口に普及率を乗じて算出します。本市は未普及地区の解消に努めており、普及率は今後も上昇するものと考えられます。令和3年度（2021年度）の普及率は89.9%ですが、令和14年度（2032年度）には普及率が約93%まで上昇し、給水人口は266千人になるものと見込まれます。



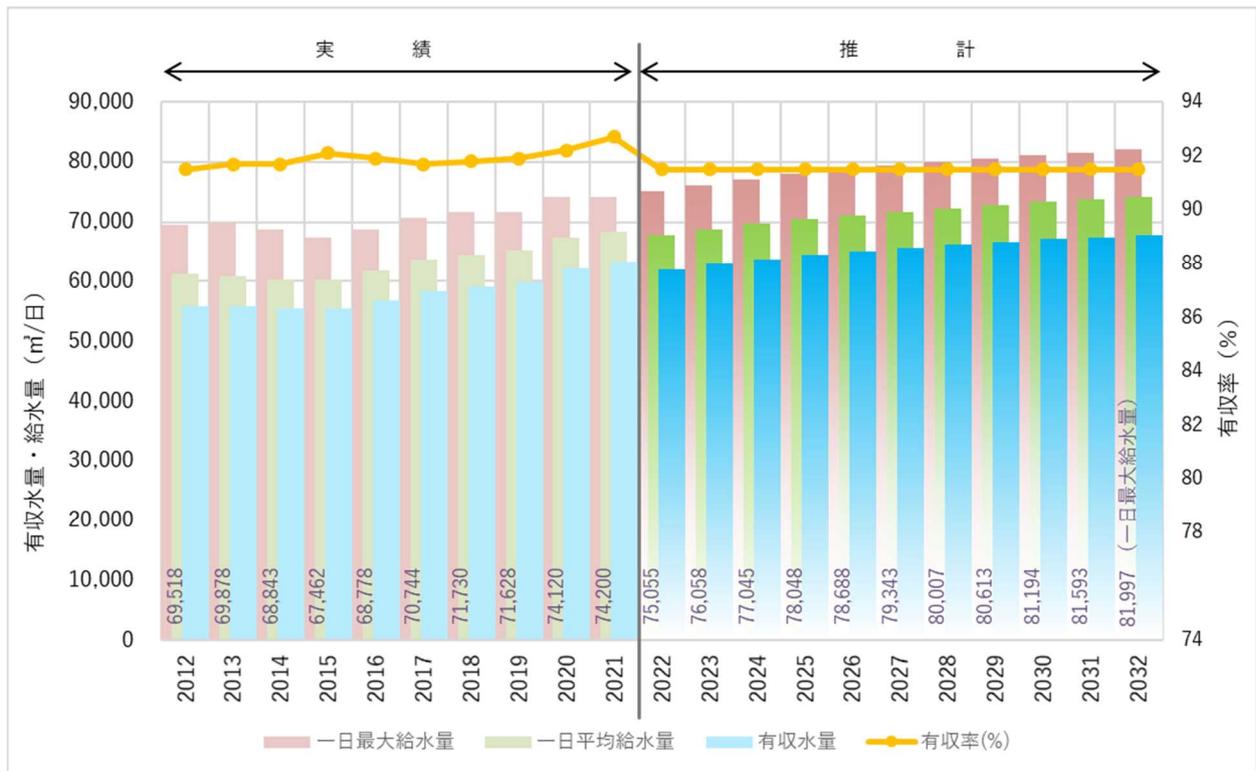
注1：「つくば市未来構想」の推計値は10月1日人口のため、年度末人口に補正しています。

図 3-1 将来人口の将来見通し

3.2.水需要の将来推計

水需要の将来推計における予測方法は、既認可計画と同様の方法を基本とします。有収水量は、生活用水量と業務営業用水量に分けて、過去の実績をもととした時系列傾向分析にて推計します。そのうち業務営業用水量については、さらに独立行政法人等、地方公共団体等、営業用、仮設、開発水量の5種類の分類ごとに設定します。なお、TX 沿線開発等に伴い新規に見込まれる開発水量は、過大に予測する可能性があるため、経営の安全側（収入は少なくなる側）を考慮して、見込まないこととします。

本市では給水人口の増加が継続することから、将来の水需要は増加傾向で推移するものと考えられます。将来の一日最大給水量は、令和3年度（2021年度）の74,200 m³/日から令和14年度（2032年度）には約1割増の81,997 m³/日に、一日平均給水量は68,362 m³/日から74,125 m³/日になるものと見込まれます。



項目	年度	推計											
		2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14
有収水量 (m ³ /日)		63,377	62,083	62,912	63,729	64,558	65,088	65,629	66,178	66,680	67,160	67,490	67,824
一日平均給水量 (m ³ /日)		68,362	67,850	68,756	69,649	70,555	71,134	71,726	72,326	72,874	73,399	73,760	74,125
一日最大給水量 (m ³ /日)		74,200	75,055	76,058	77,045	78,048	78,688	79,343	80,007	80,613	81,194	81,593	81,997

図 3-2 水需要の将来見通し

3.3.水供給量の将来推計

本市上水道の水源は、自己水源（深井戸）と茨城県企業局からの受水がありましたが、令和2年度より、配水量の100%を茨城県企業局からの受水で賄っています。

水需要予測によると、将来需要は一日最大給水量で約82,000 m³/日になる見込みです。認可の取水計画を踏まえ、一日最大給水量が受水の認可値である85,500 m³/日を超えないため、将来の水源は全量受水とします。

3.4.料金収入の見通し

将来の水道料金収入の推移を図3-3に示します。将来の水道料金収入は、令和元・2年度（2019・2020年度）の使用料平均単価（203.44円/m³）に有収水量を乗じて推計しています。今後も有収水量が増加するため、水道料金収入も増加する見込みです。長期的にみると、令和29年度（2047年度）までは水量とともに水道料金収入も増加傾向にあり、その後水量の減少とともに減少傾向になります。

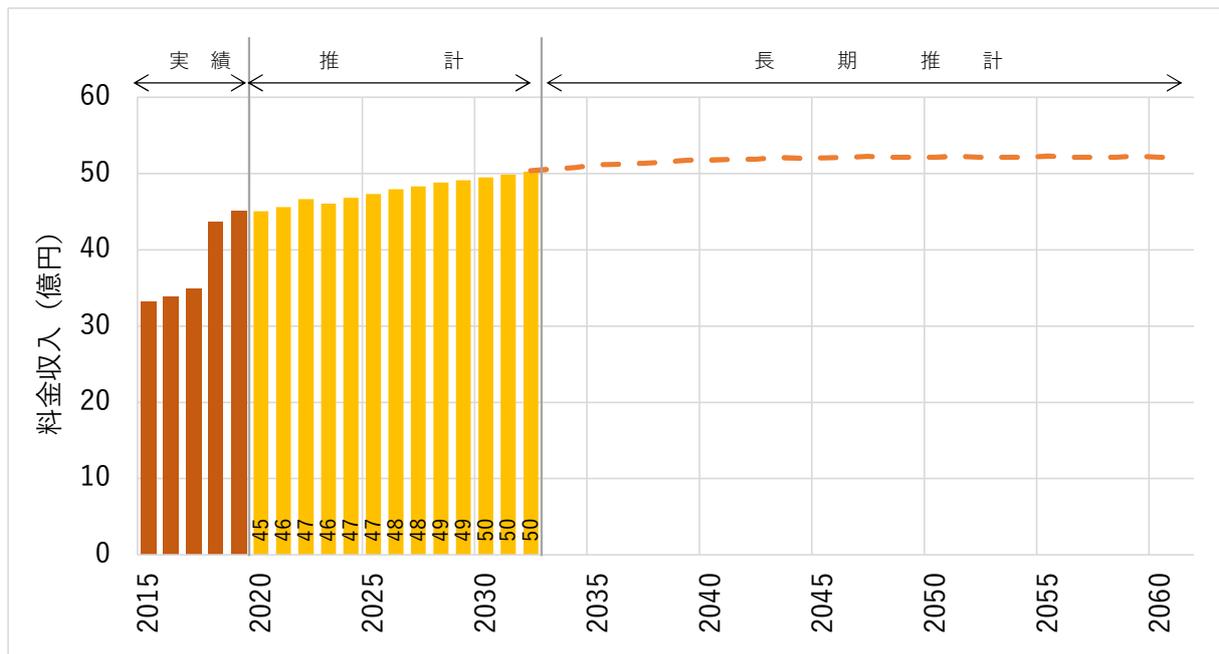


図 3-3 水道料金収入の将来推計

3.5.施設の見通し

本市の水道施設について、厚生労働省が示した「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」の考え方に従い、令和2年度（2020年度）にアセットマネジメントを実施するためのデータを整備し、健全度及び更新需要算出を行いました。

アセットマネジメント検討の対象期間（40年）内において施設を更新しない場合、構造物及び設備、管路は老朽化が進み、水道施設の健全度が著しく低下する見込みです。

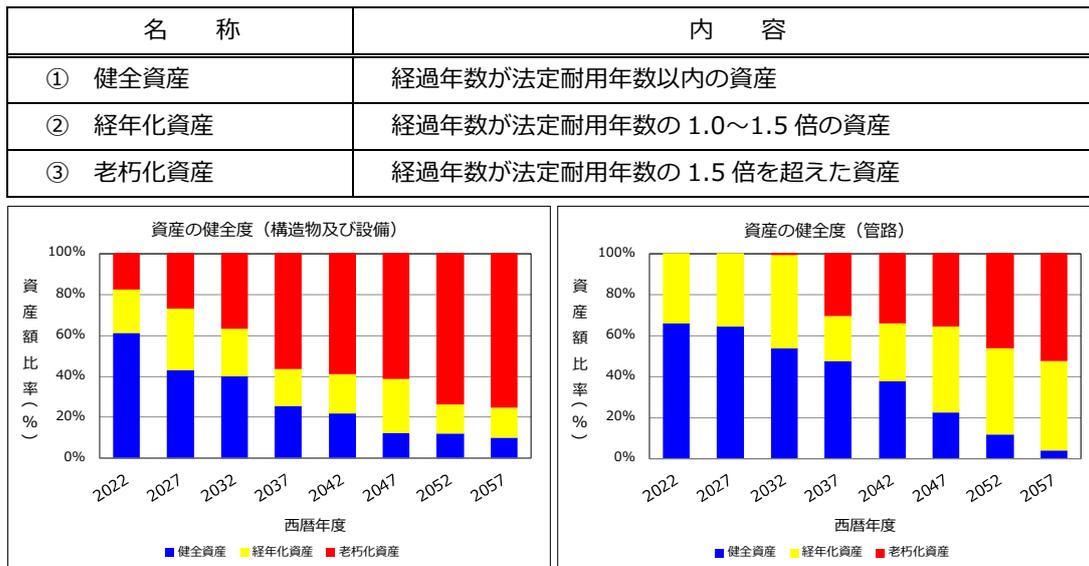


図 3-4 更新しない場合の健全度（左：構造物及び設備、右：管路）

また、経年劣化した施設は、機能低下により水の安定供給に支障を来すだけでなく、管路の破損による漏水に伴う運転効率の低下、道路陥没等の二次被害なども懸念されるため、計画的な老朽施設の更新が必要となります。将来の更新需要（法定耐用年数で更新をする場合）は、令和43年度（2061年度）までの約40年間において、構造物及び設備が331億円、管路が1,480億円で、総額1,811億円の更新費が必要となります。

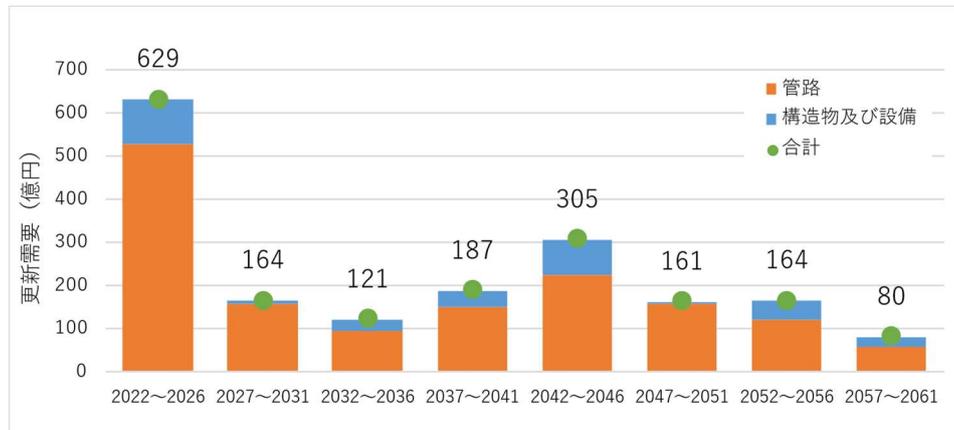


図 3-5 更新需要の見通し（法定耐用年数で更新した場合）

4.経営の基本方針

これまで、本市の水道事業は順調な経営を続け、普及率も年々上昇しています。加えて、水道料金は県内でも低く、安価で安定した水道供給を行っています。

しかしながら、民間活用の拡大といった規制緩和の進展や地球温暖化を踏まえた環境負荷低減の要請、あるいは気候変動による災害リスクの顕在化など、水道事業を取り巻く社会環境が大きく変化しています。

今後は、施設老朽化等への対応や地震対策、危機管理体制のさらなる強化や節水に対する意識による需要変化を踏まえて、これまで同様に、安定的に水道供給が持続できるよう、厚生労働省が示す「新水道ビジョン」における水道の理想像である「持続」「安全」「強靱」の実現を目指し、基本理念として「（給水対象としてきた）地域とともに、信頼を未来につなぐ」を掲げて、事業を展開していきます。

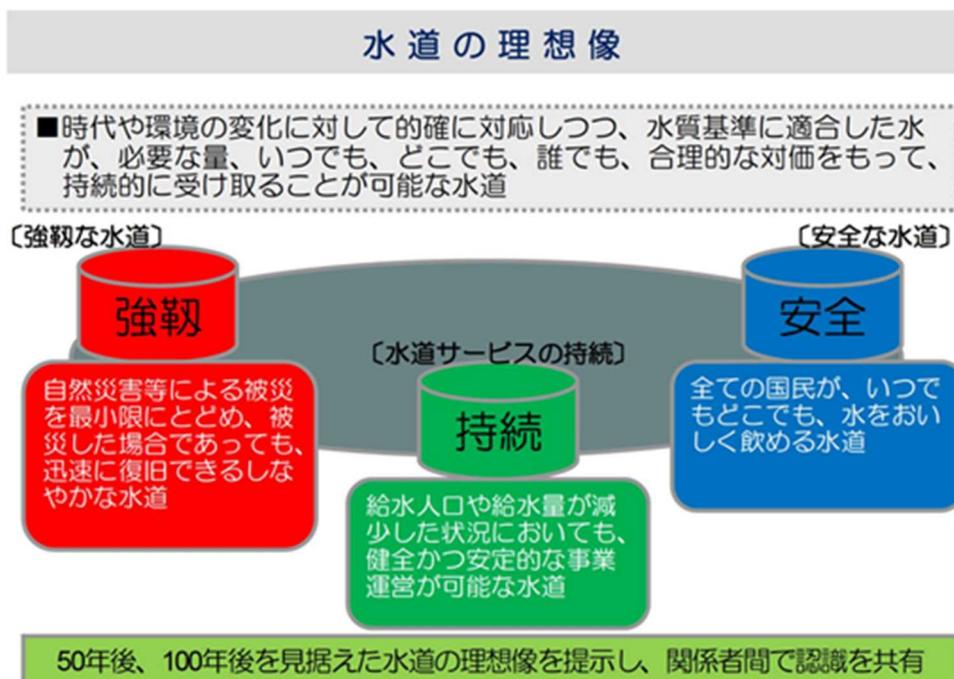


図 4-1 水道の理想像（新水道ビジョン）

5.投資・財政計画（収支計画）

5.1.投資についての説明

5.1.1.投資計画の作成方針

長期的な視点で施設整備を実施するため、以下の方針に基づき投資計画を作成しました。

① 更新需要の検討

（法定耐用年数で更新する場合の施設・管路の更新需要を見直し）

② 施設・管路の更新基準年数を設定

③ 更新基準年数による更新需要の算出

④ ③の結果に個別計画を考慮して事業費の平準化を実施

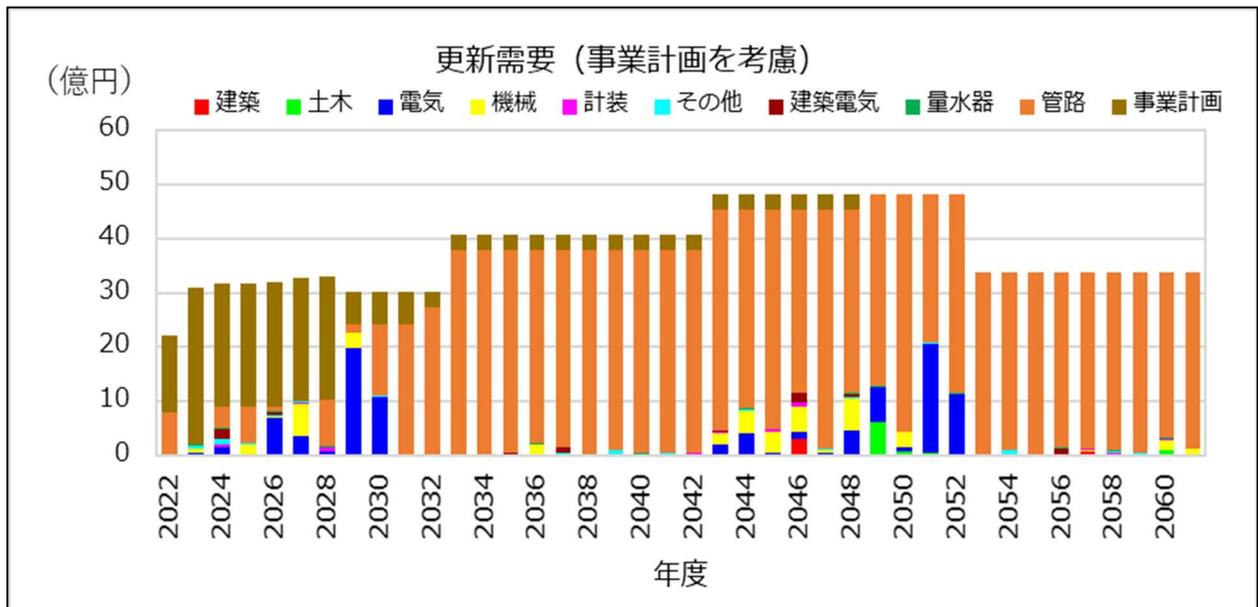
⑤ 平準化結果を基に

令和 5～令和 14 年度（2023～2032 年度）投資計画を策定

- ① 本市では、図 3-5（P30）のように法定耐用年数を迎えた水道施設が多くあり更新を必要としていますが、令和 8 年度（2026 年）までに現在の 4 倍以上の投資が必要となり現実的ではありません。そのため、法定耐用年数ではなく実際の使用可能年数に即した更新基準で更新需要を再検討しました。
- ② 更新基準年数は、水道事業者等における更新実績を踏まえた「実使用年数に基づく更新基準の設定例」に示されている更新基準設定例を基に設定しました。
- ③ 設定した更新基準で更新する場合、令和 43 年度（2061 年度）までの約 40 年間の総額では、構造物及び設備が 172 億円、管路が 1,134 億円、総額 1,306 億円の更新費が必要となります。今後約 40 年間で、これらの水道施設を計画的に更新していきます。
- ④ 更新需要の算出結果に加えて、未普及解消事業や耐震化などの既存計画（表 5-1 参照）を反映し、財政収支見通しを考慮した上で、事業費を平準化し投資計画を策定しました。
- ⑤ 上記方針で策定した令和 5～令和 14 年度（2023～2032 年度）の投資計画の工種ごとの内訳を表 5-2（P34）に示します。

表 5-1 既存計画

区分	事業項目	実施予定年度
施設整備	北部低水圧対策	令和 5 年度
	未普及地域用管路新設（幹線整備）	令和 5 ～ 令和 10 年度
	未普及地域用管路新設（面整備）	令和 5 ～ 令和 30 年度
	TX 沿線開発地区事業	令和 5 ～ 令和 6 年度
施設改良	中央配水場 ポンプ設備等更新	令和 5 ～ 令和 13 年度
	君島配水場外ポンプ設備更新	令和 5 ～ 令和 6 年度



※事業計画は、表 5-1 の既存計画をさします

図 5-1 更新需要の将来見通し（更新基準で更新、平準化した場合）

令和 12 年度（2030 年度）までは、管路は大きな更新は実施せず、設備類の更新と葛城配水場から北部方面配水管、未普及地域への新設管（幹線・面整備）を中心に実施し、令和 13 年度（2031 年度）以降に管路の更新工事を集中的に実施します。

表 5-2 事業費内訳

単位：億円

区分	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2031 R14	2023 ~2032	
建築	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
土木	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	
構造物 及び 設備	電気	0.5	1.5	0.4	6.9	3.7	0.7	19.8	10.9	0.0	0.0	44.5
機械	0.7	0.2	1.7	0.3	5.8	0.1	2.8	0.1	0.0	0.0	11.7	
計装	0.0	0.4	0.1	0.0	0.3	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	
その他	0.7	1.1	0.1	0.2	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	2.6	
建築電気	0.0	1.8	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	
管路	0.0	3.8	6.6	0.8	0.0	8.4	1.4	12.9	24.0	27.1	85.2	
事業計画	29.0	22.8	22.8	23.2	22.8	22.8	6.2	6.2	6.2	2.8	164.7	
合計	30.9	31.6	31.7	32.1	32.8	32.9	30.2	30.3	30.2	30.0	312.6	

※事業計画（表5-1 既存計画）には工事費の他、委託費を含みます

5.1.2.企業債

企業債の発行額が増加すると、企業債償還金及び償還利子が財政を悪化させ、将来の負担が増加します。一方で、料金改定のみを実施すると現役世代の負担が増加するため、世代間負担の公平性を考慮し継続して企業債と料金の適切なバランスを検討していきます。

起債条件は以下に示すとおりです。

- ・ 利率：0.5%
- ・ 据置期間：5年
- ・ 償還年数：30年、元利均等償還

資金残高（現金預金）の確保額が10億円を下回る時に起債します。企業債の発行額は、事業費の90%を上限とします。

5.1.3.繰入金

一般会計からの繰入金は以下を予定しています。

- ・ 安食地区簡易水道債 元利償還金の1/2
- ・ 児童手当
- ・ 未整備地域解消事業に要する出資 令和5年度から令和10年度まで年間約2億円

5.1.4.国庫補助金、分担金

TX 沿線開発地区事業の工事費については工事費の100%分を分担金として見込みます。

5.2.投資以外の経費についての説明

(1) 受水費

茨城県水道条例第 7 条で定められた用水供給料金を基に推計を行いました。今後の需要の増大に伴う基本水量の見直しを考慮し、また茨城県水道用水供給事業料金の特別措置を反映した上で将来の受水費に係る費用を算定しています。

(2) 人件費

平成 28 年度～令和 2 年度実績平均を基準に賃金上昇率 0.29%/年を見込みます。

(3) 動力費、薬品費

(令和 2 年度実績単価) × (総配水量)

平成 28 年度～令和 2 年度実績平均を基準に物価上昇率 0.44%/年を見込みます。

(4) 修繕費

令和 2 年度実績を基準に有形固定資産減価償却率に比例した額に物価上昇率 0.44%/年を見込みます。

(5) 減価償却費・長期前受金戻入・固定資産除却費

減価償却費、長期前受金及び固定資産除却費は計算によって将来値が算出可能なため、以下のとおり算出しました。それ以外の経費については、令和 3 年度（2021 年度）予算を基準にしながら、適宜、平成 28～令和 2 年度（2016～2020 年度）決算の実績を考慮しました。

① 減価償却費

- ・償却方法：定額法
- ・償却限度額：95%
- ・耐用年数：建築→50 年、建築電気→13 年、土木→60 年、電気・機械→16 年、計装→10 年、量水器→8 年、その他→10 年

② 長期前受金

- ・償却方法：定額法
- ・償却限度額：95%
- ・償却年数：負担金・分担金→40 年、国庫補助金：対象事業によって個別設定

③ 固定資産除却費

- ・当該年度更新需要の5%を見込みます（償却限度額まで使用した資産を更新する想定で、残存相当の5%を計上しました）。

(6) 委託費（建設改良費）

建設改良費の工事請負費の7%を委託費として見込んでいます。

(7) その他の経費

平成28年度～令和2年度実績平均を基準に物価上昇率0.44%/年を見込みます。

5.3.投資・財政計画（収支計画）

以上の条件より、財政シミュレーションを行いました。結果について以降に示します。

本市では平成30年度（2018年度）に料金値上げを実施しており、短期間での再度の値上げは利用者負担が大きくなるため、短期的には起債で必要な事業費を賄い、計画期間の間である令和9年度（2027年度）に5年間の進捗状況を考慮して見直しを検討します。

表 5-3 収益的収支（税抜）

単位：千円

款 項 目	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2023~2032
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	合計
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R5~R14
水道事業収益	5,657,659	5,711,709	5,780,501	5,789,155	5,841,880	5,875,364	5,919,527	5,952,625	5,989,836	6,003,651	58,521,908
営業収益	5,177,988	5,238,322	5,311,664	5,357,456	5,421,604	5,457,860	5,503,096	5,547,131	5,592,979	5,611,928	54,220,029
給水収益	4,684,409	4,732,218	4,793,860	4,833,124	4,886,629	4,914,093	4,951,323	4,986,925	5,025,171	5,036,361	48,844,113
その他営業収益	493,579	506,104	517,804	524,332	534,975	543,767	551,773	560,206	567,808	575,567	5,375,916
営業外収益	479,671	473,387	468,837	431,699	420,276	417,504	416,431	405,494	396,857	391,723	4,301,879
受取利息及び配当金	352	243	244	243	241	249	248	244	249	248	2,561
他会計補助金	1,382	1,171	954	787	787	787	787	787	787	787	9,016
長期前受金戻入	457,781	451,817	447,483	410,513	399,092	396,312	395,240	384,307	375,665	370,532	4,088,742
雑収益	20,156	20,156	20,156	20,156	20,156	20,156	20,156	20,156	20,156	20,156	201,560
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道事業費用	4,807,625	4,937,287	5,049,564	5,060,170	5,194,469	5,351,023	5,512,900	5,667,708	5,782,294	5,863,300	53,226,340
営業費用	4,634,067	4,774,637	4,893,836	4,910,632	5,050,320	5,211,400	5,377,408	5,535,481	5,652,424	5,734,920	51,775,124
原水及び浄水費	2,158,656	2,171,132	2,196,540	2,236,471	2,288,225	2,333,798	2,342,711	2,351,221	2,360,168	2,363,226	22,802,148
配水及び給水費	600,541	604,141	608,452	612,165	616,272	620,028	624,289	628,825	633,634	637,850	6,186,197
業務費	307,738	310,941	314,245	313,953	317,082	318,652	320,351	322,216	324,183	326,185	3,175,546
総係費	115,627	115,940	116,254	116,572	116,891	117,213	117,540	117,876	118,214	118,553	1,170,680
減価償却費	1,441,434	1,527,518	1,613,380	1,586,506	1,661,605	1,770,496	1,851,912	1,994,738	2,095,620	2,151,630	17,694,838
資産減耗費	10,071	44,965	44,965	44,965	50,245	51,213	120,605	120,605	120,605	137,476	745,715
営業外費用	173,558	162,650	155,728	149,538	144,149	139,623	135,492	132,227	129,870	128,380	1,451,216
支払利息及び企業債取扱諸費	172,740	161,832	154,910	148,720	143,331	138,805	134,674	131,409	129,052	127,562	1,443,036
雑支出	818	818	818	818	818	818	818	818	818	818	8,180
消費税及び地方消費税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産売却損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
損益	850,035	774,422	730,937	728,985	647,411	524,341	406,627	284,917	207,542	140,351	5,295,568

「〃」は千円未満を省略（端）

表 5-4 資本的収支（税込）

単位：千円

款	項	目	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2023~2032	
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	合計	
			R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R5~R14	
資本的収支	資本の収入		1,587,933	2,149,308	2,018,220	2,030,224	2,148,059	2,190,511	2,096,497	2,139,320	2,100,993	1,979,979	20,441,044	
	企業債		1,240,802	1,801,966	1,789,823	1,808,884	1,926,719	1,969,171	2,075,157	2,117,980	2,079,653	1,958,639	18,768,794	
	企業債		1,240,802	1,801,966	1,789,823	1,808,884	1,926,719	1,969,171	2,075,157	2,117,980	2,079,653	1,958,639	18,768,794	
	負担金		30,502	30,502	21,340	21,340	21,340	21,340	21,340	21,340	21,340	21,340	21,340	231,724
	工事負担金		30,502	30,502	21,340	21,340	21,340	21,340	21,340	21,340	21,340	21,340	21,340	231,724
	国庫補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国庫補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分担金		110,000	110,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	220,000
	分担金		110,000	110,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	220,000
	出資金		206,629	206,840	207,057	200,000	200,000	200,000	0	0	0	0	0	1,220,526
	出資金		206,629	206,840	207,057	200,000	200,000	200,000	0	0	0	0	0	1,220,526
	固定資産売却代金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土地売却代金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本の支出		4,185,350	4,352,493	4,275,850	4,303,914	4,402,916	4,466,002	4,419,486	4,455,794	4,471,666	4,395,753	43,729,223	
	建設改良費		3,353,518	3,533,267	3,441,967	3,478,623	3,567,997	3,580,311	3,517,216	3,529,966	3,524,836	3,561,162	35,088,863	
	施設整備費		2,361,086	2,148,693	2,038,829	2,038,968	2,039,107	2,039,248	329,561	329,700	329,838	329,980	13,985,010	
	人件費		42,579	42,702	42,825	42,950	43,075	43,200	43,325	43,451	43,575	43,704	431,386	
	工事請負費		2,175,096	1,971,123	1,861,123	1,861,123	1,861,123	1,861,126	262,722	262,722	262,722	262,722	12,641,602	
	委託費		140,338	131,781	131,781	131,781	131,781	131,781	20,358	20,358	20,358	20,358	880,675	
	施設改良費		980,845	1,372,631	1,390,831	1,427,056	1,515,992	1,527,860	3,174,154	3,186,474	3,180,945	3,216,863	20,973,651	
	工事請負費		948,640	1,300,299	1,317,378	1,317,152	1,434,186	1,445,490	2,983,906	2,995,710	2,990,822	3,007,097	19,740,680	
	委託費		32,205	72,332	73,453	109,904	81,806	82,370	190,248	190,764	190,123	209,766	1,232,971	
	営業設備費		11,587	11,943	12,307	12,599	12,898	13,203	13,501	13,792	14,053	14,319	130,202	
	企業債償還金		831,832	819,226	833,883	825,291	834,918	885,691	899,745	915,308	931,073	814,826	8,591,793	
	企業債償還金		831,832	819,226	833,883	825,291	834,918	885,691	899,745	915,308	931,073	814,826	8,591,793	
	予備費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	予備費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
棚卸資産購入限度額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
棚卸資産購入限度額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引		▲ 2,597,417	▲ 2,203,185	▲ 2,257,630	▲ 2,273,690	▲ 2,254,857	▲ 2,275,491	▲ 2,322,989	▲ 2,316,474	▲ 2,370,673	▲ 2,415,774	▲ 23,288,179		

「〇」は千円未満を省略（概）

表 5-5 資金収支、業務量、経営指標

単位：千円

款 項 目	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2023~2032	
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	合計	
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R5~R14	
収益的収支	水道事業収益	5,657,659	5,711,709	5,780,501	5,789,155	5,841,880	5,875,364	5,919,527	5,952,625	5,989,836	6,003,651	58,521,908
	営業収益	5,177,988	5,238,322	5,311,664	5,357,456	5,421,604	5,457,860	5,503,096	5,547,131	5,592,979	5,611,928	54,220,029
	営業外収益	479,671	473,387	468,837	431,699	420,276	417,504	416,431	405,494	396,857	391,723	4,301,879
	水道事業費用	4,807,625	4,937,287	5,049,564	5,060,170	5,194,469	5,351,023	5,512,900	5,667,708	5,782,294	5,863,300	53,226,340
	営業費用	4,634,067	4,774,637	4,893,836	4,910,632	5,050,320	5,211,400	5,377,408	5,535,481	5,652,424	5,734,920	51,775,124
	営業外費用	173,558	162,650	155,728	149,538	144,149	139,623	135,492	132,227	129,870	128,380	1,451,216
	損益	850,035	774,422	730,937	728,985	647,411	524,341	406,627	284,917	207,542	140,351	5,295,568
資本的収支	資本の収入	1,587,933	2,149,308	2,018,220	2,030,224	2,148,059	2,190,511	2,096,497	2,139,320	2,100,993	1,979,979	20,441,044
	企業債	1,240,802	1,801,966	1,789,823	1,808,884	1,926,719	1,969,171	2,075,157	2,117,980	2,079,653	1,958,639	18,768,794
	負担金	30,502	30,502	21,340	21,340	21,340	21,340	21,340	21,340	21,340	21,340	231,724
	国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分担金	110,000	110,000	0	0	0	0	0	0	0	0	220,000
	出資金	206,629	206,840	207,057	200,000	200,000	200,000	0	0	0	0	1,220,526
	固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本の支出	4,185,350	4,352,493	4,275,850	4,303,914	4,402,916	4,466,002	4,419,486	4,455,794	4,471,666	4,395,753	43,729,223
	建設改良費	3,353,518	3,533,267	3,441,967	3,478,623	3,567,997	3,580,311	3,517,216	3,529,966	3,524,836	3,561,162	35,088,863
	企業債償還金	831,832	819,226	833,883	825,291	834,918	885,691	899,745	915,308	931,073	814,826	8,591,793
差引	▲ 2,597,417	▲ 2,203,185	▲ 2,257,630	▲ 2,273,690	▲ 2,254,857	▲ 2,275,491	▲ 2,322,989	▲ 2,316,474	▲ 2,370,673	▲ 2,415,774	▲ 23,288,179	
資金収支	損益勘定留保資金①	993,724	1,120,666	1,210,862	1,220,958	1,312,758	1,425,397	1,577,277	1,731,036	1,840,560	1,918,574	14,351,811
	損益②	850,035	774,422	730,937	728,985	647,411	524,341	406,627	284,917	207,542	140,351	5,295,568
	資本の収支不足額③	▲ 2,597,417	▲ 2,203,185	▲ 2,257,630	▲ 2,273,690	▲ 2,254,857	▲ 2,275,491	▲ 2,322,989	▲ 2,316,474	▲ 2,370,673	▲ 2,415,774	▲ 23,288,179
	消費税資本の収支調整額④	294,865	311,206	312,906	316,238	324,363	325,483	319,747	320,906	320,440	323,742	3,169,897
	差し引き①+②+③+④	▲ 458,793	3,109	▲ 2,924	▲ 7,509	29,676	▲ 270	▲ 19,338	20,385	▲ 2,131	▲ 33,107	▲ 470,903
	資金残高	1,025,840	1,028,949	1,026,025	1,018,516	1,048,191	1,047,922	1,028,584	1,048,968	1,046,837	1,013,730	10,333,562
業務量	給水人口(人)	235,724	240,640	245,590	248,960	252,350	255,758	258,907	261,787	264,004	266,226	
	年間有収水量(m)	23,025,792	23,261,085	23,563,670	23,757,120	24,020,214	24,154,970	24,338,200	24,513,400	24,701,340	24,755,760	
	供給単価(円/m)	203.44	203.44	203.44	203.44	203.44	203.44	203.44	203.44	203.44	203.44	
	料金改定率(%)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
	給水原価(円/m)	188.91	192.83	195.30	195.72	199.64	205.12	210.27	215.53	218.88	221.88	
経営指標	起債比率	37.0%	51.0%	52.0%	52.0%	54.0%	55.0%	59.0%	60.0%	59.0%	55.0%	
	資金残高	1,025,840	1,028,949	1,026,025	1,018,516	1,048,191	1,047,922	1,028,584	1,048,968	1,046,837	1,013,730	
	損益	850,035	774,422	730,937	728,985	647,411	524,341	406,627	284,917	207,542	140,351	
	企業債残高	13,832,133	14,814,873	15,770,813	16,754,406	17,846,207	18,929,687	20,102,574	21,294,726	22,427,549	23,551,598	

5.4.投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や、今後の検討予定の取組について示します。

5.4.1.投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	令和4年（2022年）2月に茨城県が策定した「茨城県水道ビジョン」に基づき、茨城県が設置した研究会に参加し、広域連携等に係る具体的な方策等の検討を行っています。
民間の資金・ノウハウ等の活用 （PPP/PFI等の導入等）	地域や各事業者の実情を踏まえ、指定管理者制度や民間委託等の活用のほか、公共施設等運営権方式を含むPPP/PFIの活用を検討します。
アセットマネジメントの充実 （施設・設備の長寿命化等による投資の平準化）	令和2年度（2020年度）に策定したアセットマネジメントの検討結果に基づき、維持管理情報の収集・活用等を通して施設・設備を効率良く管理・運営できるよう、レベルアップを目指します。
施設・設備の廃止・統合 （ダウンサイジング）	茨城県企業局からの受水により既存の自己水源及び浄水場を順次廃止及び利用停止してきており、効率的な施設利用を図っています。
施設・設備の合理化 （スペックダウン）	現在の施設・設備で安定した給水ができるように、施設能力を勘案して更新を実施していきます。

5.4.2.財源についての検討状況等

料金	現行料金水準を維持し、進捗状況を踏まえて見直しを図ります。また、将来的には更新費用の増加により、水道料金の改定が必要になると見込まれますので、次回の経営戦略改定時には、水道料金のあり方について検証を行います。
企業債	企業債残高対給水収益比率が県内類似団体平均（約350%）を上回るため、世代間の公平性を考慮した起債額を検討していきます。
補助金	国・県の補助事業については予算編成の動向や制度改正の情報収集に努め、積極的かつ確実に財源の確保に努めます。

6.経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

6.1.進捗管理及び見直しの方法

本経営戦略については、P D C Aサイクルに基づき、計画の策定（Plan）、事業の実行（Do）、達成度の評価（Check）、改善（Action）を行い、フォローアップしていきます。このうち達成度の評価及び改善については、モニタリング及びローリングにより実施します。

1) モニタリング

投資計画の進捗確認と財政状況（損益、資金残高、企業債残高）の確認を毎年度実施します。モニタリングにおいて計画との大きな乖離が認められた場合には、次に示す計画見直し（ローリング）を待たずに、計画の全体的な見直しや再検討を実施します。

2) ローリング

計画期間内では現行料金を維持する計画としています。ただし、将来的には更新需要が増大し収益的収支（損益）が赤字になる懸念があることから、計画期間の中間において本経営戦略の見直し（ローリング）を行うものとします。

見直しに当たっては、モニタリングを踏まえて、収支計画の計画値と実績の乖離状況について検証の上、投資計画をはじめ各支出項目を全体的に見直し、その財源確保策など、必要な改善策を検討します。



資料編 用語集

	用語	説明	ページ
あ	アセット マネジメント	<p>持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営することが必要不可欠です。これらを組織的に実践する活動のことをアセットマネジメントといいます。</p> <p>具体的には水道の資産（配水場、配水池、管路など）を健全に管理運営するために、資金確保をふまえた財政収支見通しに基づき更新時期や費用などを検討するものです。</p>	38
い	一日平均給水量 一日最大給水量	配水場から配水された水量の1年間の合計量を年間日数で割ったものを一日平均給水量、1年間の最大量を一日最大給水量といいます。	3
	茨城県水道ビジョン	<p>茨城県が令和4年2月に策定した県水道が目指すべき将来の理想像と、その実現のための取組みの方向性を示したものです。</p> <p>今後10年間は4圏域（本市は県南西広域圏）別に経営の一体化の手法で広域連携を推進し、将来1県1圏域を目指しています。</p>	9
か	簡易水道	計画給水人口が5000人以下の水道をさします。本市では非公営の簡易水道が多く存在しています。	2
	幹線整備	本市では、水道未普及地域に対して新設管を布設する整備を、幹線整備と面整備に分けています。幹線整備は、やや大きめの口径の配水管を布設するものです。	33
	元利均等償還	地方債の償還（返済）は、元金と利息の支払いに区分され、償還方法としては、元金均等償還と元利均等償還が一般的です。元利均等償還は、各償還期において元金と利息の償還額の合計が一定である償還方法です。	34
き	起債	地方公共団体が地方債を起こして、資金の借入を行うことです。	36
	企業債	地方公営企業が行う建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債をいいます。	15
	基本料金・従量料金	水道の使用量とは関係なく定額で徴収される料金を基本料金といいます。これに対して、使用量に対して1㎡当たりの金額で徴収される料金を従量料金といいます。	7
	キャッシュフロー	現金の流れを意味し、主に営業活動から得られた収入から、外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れのことです。	14
	給水収益	水道料金として徴収した収入の合計です。	12
	給水区域	水道水を供給する区域のことで、本市の場合は市内全域です。	2
	行政区内人口	つくば市全体の人口をさし、国勢調査（10月1日）をもとに出生・死亡、市外への転出・転入を加減して推計した人口のこと。水道では年度末における人口を使用するため、10月1日人口から3月31日人口へ補正をしています。	27

	用語	説明	ページ
け	経常損益	水道事業が事業全体から経常的に得た損益を示します。事業全体から得た損益ですので、本業以外の財務活動などによる収益と費用（営業外収益・営業外費用）も反映させます。	10
	計画給水人口 ・現在給水人口	つくば市水道事業は、令和4年3月に厚生労働省の認可を受け、令和12年度に262,000人に給水することを計画しています。これに対して、令和3年度現在の給水人口は223,646人になっています。	3
	減価償却費	固定資産は使用によって経済的価値が減少していきませんが、この減少額を毎年度の費用として配分することを減価償却といい、その費用を減価償却費といいます。水道事業には、浄水場や配水場、水道管路など高額な固定資産があります。	7
	建設改良費	固定資産の取得やその価値の増加のために必要となる経費で、新しく布設する水道管路や老朽化した水道施設の更新などがあります。	35
こ	口径別料金体系	口径別に料金が設定されている料金体系のことで、「水道料金算定要領」（（公社）日本水道協会）でも口径別料金体系を原則としています。	7
	固定資産除却費	使用しなくなった固定資産を廃棄して、帳簿価格を取り除くことを除却といい、その帳簿価格を除却費といいます。	35
し	指定管理者制度	平成15年6月の地方自治法の改正（平成15年9月2日施行）により、管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が創設されました。指定管理者制度を導入することにより、法人、民間事業者やNPO法人なども、水道施設の管理を代行することが可能となり、サービスの向上と経費の縮減が期待できます。	40
	時系列傾向分析	時間の経過による変動傾向から、将来値を確率論的に解析するものです。	28
	受水	つくば市水道事業が、茨城県南西広域水道用水供給事業から浄水（水道用水）の供給を受けること。県南西水道用水供給事業は、霞ヶ浦浄水場で浄水処理を行い、つくば市などへ水を送っています。	3、35
	受託工事収益	給水装置の新設または修繕などの工事を行った際の対価として受け取った収益をいいます。	13
	消費税資本的 収支調整額	水道事業では、消費税に関して、建設改良工事における消費税の「仮払い」と、水道料金徴収における「仮受け」があります。このすべてを収益的収支で計算しますので、資本的支出で支払った仮払消費税は消費税及び地方消費税資本的収支調整額として内部留保資金となります。	39
す	水質検査計画	水質検査を適正に行うため、水質検査の地点や水質検査の項目、検査の回数などを定めたものです。つくば市のHPで公開しています。	9
	据置期間	元本の返済が猶予される期間です。	34
ち	長期前受金戻入	水道管などの固定資産の取得の際に交付された補助金、工事負担金など（長期前受金）を資産の減価償却に合わせて各年度に収益として計上するものです。	17、35

	用語	説明	ページ
つ	つくば市未来構想・戦略プラン	つくば市の今後のまちづくりの指針として、2050年までの計画を示した未来構想。将来人口は、2048年に約29万人となる展望が描かれています。	27
ね	年間総配水量 ・有収水量	年間総配水量は、1年間に配水場から配水した水量の合計です。有収水量とは、主に料金徴収の対象となった水量のことです。	19
ほ	法定耐用年数	機械、設備など減価償却資産の法定上の使用可能な見積期間のことです。税法では各種の減価償却資産を分類して耐用年数を定めており、その耐用年数に従って減価償却をします。	21
	北部低水圧対策	本市の北部を対象とした低水圧を解消するための管路整備のことをいいます。	33
ま	末端給水事業	各家庭の蛇口まで水道水を供給する事業のことです。つくば市水道事業は末端給水事業に該当します。	11
め	面整備	本市では、水道未普及地域に対して新設管を布設する整備を、幹線整備と面整備に分けています。面整備は、小口径の配水管をある地域一体（面的）に布設するものです。	33
ゆ	有形固定資産	固定資産とは、営業活動のために長期にわたり使用する目的で保有される財産で、有形と無形があります。有形固定資産には建物、機械装置、車両運搬具などがあり、無形とは権利など形のない固定資産となります。	20
よ	用水供給事業	水道事業者が水道水（浄水）を供給する事業のことです。本市は、茨城県南西広域水道用水供給事業から供給を受けています。	35
り	流動資産・負債	流動資産とは、現金や原則として1年以内に現金化される債権、貯蔵品などをいい、絶えず流動的に出入りする資産のことをいいます。 流動負債とは、通常取引において1年以内に償還しなければならない短期の債務のことをいいます。	14
	P F I	P F Iとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、検討が進められています。	40
	P P P	公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念で「官民連携」ともいいます。民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものとされています。	40